

令和5年第3回会津坂下町議会定例会会議録

令和5年8月31日から令和5年9月13日まで第3回定例会が町役場議場に招集された。

令和5年8月31日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 佐藤宗太	8番 山口享	9番 青木美貴子
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 小畑博司	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴木久	書記	中村夏実
書記	加藤秀法		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤銀四郎
政策財政課長	佐藤秀一	生活課長	新井田英
建設課長	古川一夫	産業課長	長谷川裕一
庁舎整備課長	遠藤幸喜	会計管理者	田部嘉之
教育課長	上谷圭一	子ども課長	五十嵐隆裕
監査委員	仙波利郎		

◎開会及び会議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回会津坂下町議会定例会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

なお、今日も気温が非常に高くなりますので、個人の判断で上着は脱いでもらって結構でございます。

◎議長（水野孝一君）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、9番、青木美貴子君、10番、渡部順子君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第3回定例会の会期は、お手元にお配りした会期日程（案）のとおり、本日8月31日から9月13日までの14日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、8月31日から9月13日までの14日間と決定いたしました。

◎諸報告について

◎議長（水野孝一君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より報告6件を提出いたします。

初めに、町長から報告3件の提出がありました。議長報告第16号「専決処分の報告について、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について」、議長報告第17号「議会に対する町長報告書作成規程に基づく報告書について」、議長報告第18号「株式会社湯川会津坂下経営状況の報告について」であります。

朗読を省略し、順次内容の説明を求めます。

まず、議長報告第16号及び第17号について説明願います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

おはようございます。

まず私のほうから、議長報告第16号、町長報告第12号「専決処分の報告について」ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

専決第8号「福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について」ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更するものでございます。

変更する事項につきましては、一つ目に、組合の条例、規則等を全て縦書きであったものを左横書きに変更することから、組合規定についても左横書きに改めるものでございます。

二つ目に、令和5年3月31日をもって田村広域行政組合が解散し、脱退することとなったことにより、構成団体の減及び規約からの削除でありまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして令和5年8月1日専決処分を行ったものでございます。

続きまして、議長報告第17号、町長報告第13号「議会に対する町長報告書作成規程に基づく報告書について」ご説明申し上げます。

これはさきの議会からの懸案事項及びその他の事項について説明するものでございます。一般質問に対し実施または検討するとした事項については2件でございます。

1件目、総務課分としまして、令和5年第2回定例会において、5番、渡部正司議員からのおただし「障がい者等に投票所に足を運んでもらうためどのような工夫をしているか。選挙公報の点字版や音声版の作成、代理投票、郵便投票、特例郵便投票など職員研修を含め投票環境向上などの取組はどのようなものか」というおただしでございます。

内容については、検討の上、着手に向けて準備中でございます。その内容は、障がい者等の方々に投票所へ来ていただけるよう、障がいを持たれる方のご家族と選挙公報の在り方や投票所のハード、ソフト面について意見交換を行ったところでございます。

選挙公報においては、試行ではありますが、11月執行予定の福島県議会議員選挙において、障がいを持たれる方でも候補者の主張が理解しやすい選挙公報を作成し配布する

予定でございます。

また、投票所のハード面については、出入口の段差を解消するためのスロープの設置や車椅子の配備等を順次進めていきます。ソフト面については、自書が難しい方であれば誰でもが利用できる代理投票について、改めて制度内容を町広報等を使いまして周知してまいります。引き続き当事者の方々の意見を参考に投票環境の向上を図り、また、その取組については、町広報等で周知を図っていききたいというものでございます。

続きまして、2件目、産業課分でございます。令和5年第2回定例会において、4番横山智代議員からのおただしの「2019年から2028年を家族農業の10年と国連で定めたが、町としての家族農業をどのように捉えているか」のおただしについて、継続して内部で検討中でございます。

内容は、本町農業においては大規模農家を中心に生産基盤強化や農地集積等の支援を行ってまいっております。しかし、家族農業と言われる、いわゆる中小規模の農家は、町内耕作面積の過半を担っている重要な担い手であり、本町農業の持続、発展には、大規模農家とともに中小規模農家の営農継続が不可欠であるということから、国・県等の事業を活用した支援や町独自の支援を検討するため、9月から開始する集落ごとの地域計画策定に関する話し合いの中で、中小規模農家の課題や要望等の聞き取りを実施してまいりたいというものでございます。

以上、2件ご報告申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議長報告第18号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

おはようございます。

議長報告第18号、町長報告第14号「株式会社湯川会津坂下の経営状況の報告について」ご説明を申し上げます。

町が出資している法人、株式会社湯川会津坂下の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をするものです。

資料、株式会社湯川会津坂下第10期決算報告書についてご説明申し上げます。

初めに、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第10期決算報告書の3ページから4ページ、損益計算書をご覧ください。

Iの純売上高につきましては、物産売上げは、対前年度4,541万1,734円増の2億760万5,924円。農産物売上げは、対前年度4,340万3,606円減の3億2,104万7,950円。レストラン売上げは、対前年度1,449万6,664円増の5,356万2,171円。テナント手数料及び共益費等を加え、総額は、対前年度9,800万6,994円増の6億2,145万2,487円の売上げとな

りました。

Ⅱの売上原価につきましては、期首商品棚卸高から期末商品棚卸高まで、合計4億4,753万2,900円となり、純売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、対前年度2,823万1,745円増の1億7,391万9,587円となりました。

Ⅲの販売費及び一般管理費につきましては、役員報酬から4ページの雑費までの合計1億7,129万7,302円となり、売上総利益から差し引きますと262万2,285円の営業利益となり、対前年度比142万8,315円の利益が増加いたしました。

Ⅳの営業外収益につきましては、受取利息、物産会費収入、雑収入で249万5,799円となり、Ⅴの営業外費用の雑損失1万1,789円を差し引いた経常利益が510万6,295円となりました。

Ⅵの特別利益7万3,000円を加え、Ⅶの特別損失14万6,170円、法人税、住民税の108万4,700円を差し引きますと、当期純利益が394万8,425円となり、第9期決算と比較して64万5,490円の純利益増となりました。

1ページ、2ページの貸借対照表をご覧ください。

令和5年3月31日現在の会社の経営状態を貸借対照表によりご説明をいたします。

初めに資産の部ですが、Ⅰの流動資産の現金・預金から貸倒引当金までの流動資産合計1億2,069万8,169円。Ⅱの固定資産、1の有形固定資産から3の投資その他の資産までの固定資産合計1,012万1,792円、資産合計が1億3,081万9,961円であります。

負債の部ですが、Ⅰの流動負債の買掛金から2ページの未払消費税等まで流動負債合計5,364万7,738円。Ⅱの固定負債60万円。負債合計が5,424万7,738円であります。

純資産の部ですが、1の資本金4,450万円、別途積立金が1,000万円。第9期までの繰越利益剰余金を加えた利益剰余金合計が3,207万2,223円。資本金を加えた純資産合計が7,657万2,223円。負債、純資産合計が1億3,081万9,961円となりました。

5ページに株主資本等変動計算書、6ページに個別注記表、7ページに監査報告が記載されておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

以上、説明を申し上げ、報告とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上、説明のとおりでありますので、ご承知願います。

続いて、議長報告第19号「会津坂下町教育委員会の権限に属する事務の管理及び出向の状況、点検及び評価の実施報告について」、議長報告第20号「例月出納検査の結果報告について」、議長報告第21号「諸般の報告（第3号）について」であります。朗読、説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物によりご承知願います。

以上をもって諸報告を終わります。

◎町長説明要旨について

◎議長（水野孝一君）

日程第4、町長説明要旨について説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

改めて、皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和5年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用中にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

さて、さきの議会で申し上げましたとおり、今後進める「新しいまちづくり」につきましては、やりたいことがあふれる、将来にわたり住み続けたいまちの実現のために、若者から高齢の方など町民の皆様に、これからの会津坂下町を考える場に参画していただき、その思いを施策に反映させたいと考えております。

その一つとして、先日8月29日には、町民の方々に参画していただく「10年後・20年後の会津坂下町を考える会」（市街地活性化部会）の準備会を開催いたしました。9月には組織を正式に発足し、「まちなかの活性化」などについて議論を開始してまいります。

そして、町民の皆様の思いを反映した「将来の会津坂下町」のグランドデザインが第六代会津坂下町振興計画後期基本計画のベースになると考えております。

さて、本定例会に提出いたしました主な案件の概要及び当面する町行政の諸課題を申し上げ、議員皆様をはじめ町民各位のご理解を賜りたいと存じます。

まず、今議会に提案する案件の概要について申し上げます。

初めに、「教育委員会委員の任命」につきましては、教育委員会委員としてご尽力いただいております、教育長職務代理者が任期満了となるため、その後任について提案し、ご同意を賜りたく上程いたしました。

次に、「人権擁護委員候補者の推薦」につきましては、ご尽力いただきました委員の任期満了に伴い、その後任について検討いたしましたところ、両名の任期中の実績から再任を提案し、ご意見を賜りたく上程するものであります。

次に、令和4年度一般会計をはじめ、各特別会計の歳入歳出決算につきましては、承認を賜ることとなっております。

令和4年度一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入合計89億4,124万7,832円、歳出合計84億3,577万3,355円で、歳入歳出差引額5億547万4,477円となりました。

前年度と比較し、歳入では9億2,001万2,000円の減、歳出では10億132万9,000円の減となり、新型コロナウイルス感染症対策関連事業の予算措置が減少したことや、坂下厚生病院建設負担金事業が令和3年度限りだったことから、歳入歳出とも大きく減額となりました。

令和4年度の歳入における増減の主なものとして、町税では、町民税個人分は134万2,000円の減、法人分は327万9,000円の増、固定資産税は4,575万1,000円の増、軽自動

車税種別割は83万7,000円の増、環境性能割は251万7,000円の増と、町税全体では6,119万7,000円の増となりました。

次に、普通交付税につきましては9,479万4,000円の減、特別交付税は2,107万2,000円の増、震災復興特別交付税は1,916万1,000円の減となり、地方交付税全体では9,288万3,000円の減となりました。

次に、国庫支出金につきましては、3億7,288万5,000円減の10億2,383万5,000円となりました。主な要因として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減などです。

次に、県支出金につきましては、250万5,000円減の7億891万1,000円となりました。主な要因として、農地集積協力金交付金の減などです。

次に、寄附金につきましては、一般寄附やふるさと納税の増加などにより前年度比1億3,002万3,000円増の4億475万5,000円となりました。

次に、町債は、坂下厚生総合病院整備事業債の減などにより前年度比8億6,357万7,000円減の1億4,890万円となりました。

次に、歳出につきましては、総務費は、令和2年度繰越事業で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染症対策事業の減などにより2億3,064万7,000円の減。民生費は、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業の減などにより2億193万4,000円の減。衛生費は、坂下厚生総合病院建設負担金の全額減、子育て世帯臨時特別給付金事業の減などにより6億4,976万3,000円の減。農林水産業費は、米価下落支援である稲作経営持続化支援補助金事業や、ふくしま森林再生事業の減などにより5,946万7,000円の減。商工費は、温泉施設等管理委託事業の減などにより4,553万8,000円の減。土木費は、除雪経費や橋りょう整備事業の減などにより173万3,000円の減。消防費は、防災マップの作成などにより1,547万円の増。教育費は、坂下南小学校校舎屋上防水改修工事や重要文化財旧五十嵐家住宅保存修理工事の増などにより7,849万円の増となったものであります。

次に、国民健康保険特別会計決算について申し上げます。歳入18億4,159万8,617円、歳出17億8,817万241円で、歳入歳出差引残額5,342万8,376円となりました。

次に、介護保険特別会計決算について申し上げます。歳入22億9,887万7,971円、歳出22億535万6,413円で、歳入歳出差引残額9,352万1,558円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計決算について申し上げます。歳入1億9,403万4,122円、歳出1億9,327万3,985円で、歳入歳出差引残額76万137円となりました。

次に、下水道事業特別会計決算について申し上げます。歳入、歳出ともに6億445万9,325円となりました。なお、管渠埋設工事費施工条件変更等により1億2,354万2,000円を翌年度に明許繰越をしたところであります。

次に、坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計決算について申し上げます。歳入、歳出ともに2億28万6,438円となりました。なお、補償補填及び賠償金2,815万9,000円を翌年度に明許繰越をしたところであります。

次に、農業集落排水事業特別会計決算について申し上げます。歳入、歳出ともに

6,435万271円となりました。

次に、水道事業会計決算について申し上げます。損益勘定については、営業収益は、消費税額を除いた金額3億9,279万4,567円で、これに対し営業費用は4億2,419万4,277円となり、差引営業損失が3,139万9,710円となりました。営業外収益は6,647万7,509円で、これに対し、営業外費用は1,038万7,115円となり、差引営業外利益が5,609万394円となりました。よって、経常利益が2,469万684円となり、特別利益7,923円を加え、特別損失36万667円を差し引いた当年度純利益は、2,433万7,940円となりました。この結果、当年度末処分利益剰余金は2億9,146万8,807円となりました。

資本勘定については、資本的収支が消費税額を含んだ支出額1億5,089万7,074円に対し、収入額6,998万9,900円となり、その不足額8,090万7,174円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

一般会計及び特別会計の詳細につきましては、決算特別委員会においてご審議いただくようお願いいたします。

次に、会津坂下町税特別措置条例の一部を改正する条例につきましては、地方経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴う改正であります。

次に、町道路線の変更につきましては、町道宇内東線において起点側から30メートル区間を廃止し、起点の位置を43.9メートル西側に変更したいとするものであります。

次に、令和4年度会津坂下町水道事業剰余金の処分につきましては、決算に伴い剰余金を処分したいとするものであります。

次に、補正予算について申し上げます。補正予算につきましては、令和5年度一般会計補正予算（第3号）のほか特別会計補正予算が6件ございますが、特に令和5年度一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億7,374万9,000円を追加し、83億7,041万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、当初課税が確定したことによる個人町民税3,200万円の増や、普通交付税・国県補助金の確定に伴う増減であります。

歳出の主なものは、各種過年度返還金の支出、行政区要望による道路反射鏡の新設や道路整備工事、新館区への消火栓新設、寄附金を活用し教育用品等の購入やばんげひがし公園に遊具設置を実施するものであります。

次に、最近の町政について申し上げます。

初めに、町の最重点事業であります過疎対策事業について申し上げます。

まず、交流人口対策事業として、会津坂下町暮らし体験ツアーを7月29日から30日の2日間に実施をいたしました。本年度は県内外より7組16名と、昨年より多くの方が参加され、本町の魅力を感じていただきました。

次に、地域おこし協力隊につきましては、8月に果樹栽培管理及び販売促進等で1名を採用し、9月には道の駅あいづでの農産物の品質向上及び販売促進支援として1名を採用予定であります。また、スポーツ振興のための隊員も募集中であり、町の課題解決

のため地域おこし協力隊の積極的な活用を図ってまいります。

さらに、地域活性化策として、新たに大学生の力を活用した集落復興支援事業の取組を開始いたしました。この事業は、福島県の過疎・中山間地域の振興策として実施する「大学生と集落の協働による地域活性化事業」で、本町も施策を活用し、大学生による地域活性化を図っていくものです。

今回、洲走集落との協議が整い事業に応募したところ、宮城県仙台市の宮城学院女子大学とのマッチングが成立し、7月より大学生が集落を訪れ活動を開始しております。本年度は、大学生による集落の実態調査と活性化策の提案をする予定であり、次年度以降、最大3年間にわたり活性化策に基づいた実証活動を集落と一緒に実施していく予定であります。今後も「交流人口対策」「関係人口対策」「定住人口対策」「少子化対策」の四つの人口対策を軸に各事業に取り組み、過疎対策を総合的に推進してまいります。

次に、建設行政について申し上げます。

老朽化が著しい丈助橋につきましては県代行工事により実施いたしますので、早期着手に向け関係機関との協議を進めてまいります。また、ステーションばんげ南公園跨線橋につきましては補修工事を実施しており、年度内完成に向けて進めてまいります。

次に、公共下水道事業について申し上げます。

管路デザインビルド整備事業につきましては、現在、年度内の工事請負契約締結に向けて設計業務を実施しており、令和7年度の整備完了に向け、順次進めているところであります。

次に、上水道事業について申し上げます。

昨年度、会津若松地方広域市町村圏整備組合、会津若松市、会津美里町並びに本町との4事業体で締結しました、水道事業の技術的な連携に関する基本協定に基づきまして、衛星画像解析による管路診断業務委託を共同で実施しているところであります。現在の進捗状況につきましては、人工衛星で取得したデータ等を解析しているところであり、令和6年2月末には完了予定であります。

次に、農業行政について申し上げます。

有害鳥獣の出没状況は、5月中旬から急激に増加し、7月に入り野菜や果樹の農作物被害、畦畔や農道の掘り起こし等が発生しております。特にツキノワグマについては、県内で人身被害が発生したことから、ツキノワグマ出没特別注意報が発令されました。

町といたしましては、防災無線や広報誌による注意喚起とともに、鳥獣被害対策実施隊と連携した捕獲活動を引き続き実施してまいります。また、被害防止対策として、侵入防止電気柵の貸出しや購入支援を進めてまいります。被害防止には「生息環境管理」「捕獲」「被害防除」を組み合わせた総合的な対策を行政区と一体となって進めることが重要でありますので、県の野生鳥獣被害防止地域づくり事業等を活用し、行政区ぐるみの活動を積極的に実施してまいります。

次に、商工業及び観光物産行政について申し上げます。

まず、商工業行政につきましては、8月10日に、ばんげ応援商品券を5,853世帯1万4,663人分、発送いたしました。また、コロナ禍により実施できなかった雇用促進協議

会による、新就職者激励会、新就職者作文コンクール表彰式を9月14日に開催する予定で、町内の企業へ就職した方々を激励し雇用促進につなげてまいります。

次に、観光物産行政につきましては、7月7日の御田植祭、8月5日のばんげ馬の会主催の夜宵の酔祭り、8月6日の夏まつりをコロナ禍前と同様の規模で開催したところ、多くの方々にご来場いただき、イベントを楽しんでいただきました。町のにぎわいが戻りつつあることを実感しました。今後も、姉妹都市である北本市の北本まつりでの大俵引きの開催をはじめとして、首都圏等での観光PR、物産販売を実施し、交流人口の増加、物産販売の促進を図ってまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

新庁舎の建設場所につきましては、「現庁舎周辺を含めた中で再考すること」とした時点に立ち戻り、改めて、第六次会津坂下町振興計画後期基本計画における「将来の会津坂下町」のランドデザインを考える中で検討していくこととしたところであります。また、7月25日及び8月23日には、若手町職員により組織した新庁舎建設研究部会において、現庁舎の現状と課題の整理や、新庁舎に求められる機能について、具体的な検討を開始いたしました。今後は関連団体とのヒアリングも実施し、複合施設としての必要性や連携方法など、具体的な庁舎機能を検討してまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

通学路における安全の確保につきましては、合同点検を7月27日に実施いたしました。各学校や地区から収集した危険と思われる13か所を国県機関・保護者などとともに実際に現場に赴き、その場にあった具体的な改善策を検討いたしました。関係機関との連携により可能なものから早急に対応してまいります。

次に、中学生の自転車通学生徒の冬期間のバス利用については、今年度12月より実施することとして、各家庭へのアンケートの実施やバス運行事業者との調整を進めてまいります。対象者は約100名であり、既存のバス通学の生徒と同様の支援を行ってまいります。

最後に、本定例会に上程いたしました案件につきましては、あらかじめ印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります。その内容につきましては各担当課長より説明させていただきますので、何とぞご慎重なるご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎同意第12号の上程・説明

◎議長（水野孝一君）

日程第5、同意第12号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

本案に対する説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

同意第12号「教育委員会委員の任命について」の提案理由をご説明申し上げます。

教育委員会委員としてご尽力をいただいております桑原里美氏におかれましては、令和5年10月より教育委員としてお務めをいただいておりますが、令和5年9月30日をもって任期満了となります。

桑原教育委員には、高い識見を持って教育行政をめぐる諸課題に対し精力的に取り組んでいただき多大なるご貢献を賜りました。そのご労苦とご功績に対しまして心から感謝を申し上げる次第であります。

その後任といたしまして、戸谷麻理氏を推薦申し上げます。

戸谷氏は、教育関連の活動実績としましては、坂下東幼稚園保護者会総務委員長や坂下東小学校父母と教師の会副会長など、多方面にわたるご活躍や、保護者としてのお立場から我が町の教育委員として大変ふさわしい方であると考えております。

何とぞ満場一致のご同意を賜りますよう心からお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎諮問第2号及び諮問第3号の上程・説明

◎議長（水野孝一君）

日程第6、諮問第2号及び諮問第3号の「人権擁護委員候補者の推薦について」の2件を議題といたします。

本件に対する説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

まず諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」ご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍をいただいております春日芳則氏が、令和5年12月31日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員としてご活躍いただきたく、推薦申し上げるものであります。

春日氏におかれましては、平成29年10月から2期6年3か月間、人権擁護委員として誠心誠意ご尽力をいただいております。心から感謝と敬意を表するものであります。その人格、識見等から見ましても、我が町の人権擁護委員として大変ふさわしい方であると信ずるものであります。

今後のご活躍を期待して、ご推薦申し上げ、諮問いたしますので、慎重なるご審議をいただきたく答申くださるようお願いいたします。

続いて、諮問第3号であります。「人権擁護委員候補者の推薦について」ご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍をいただいております藤田義則氏は、令和5年12月31日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員としてご活躍いただきたく、推薦申し上げるものであります。

藤田氏におかれましては、令和3年1月から1期3年間、人権擁護委員として誠心誠意ご尽力をいただいております。心から感謝と敬意を表するものであります。その人格、識見等から見ましても、我が町の人権擁護委員として大変ふさわしい方であると信ずるものであります。

今後のご活躍を期待して、ご推薦申し上げ、諮問いたしますので、慎重なる審議をいただきたく、ご答申くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

◎認定第1号から認定第8号の一括上程

◎議長（水野孝一君）

日程第7、認定第1号「令和4年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について」から認定第8号「令和4年度会津坂下町水道事業会計決算について」までの8件を一括議題といたします。

一括議題とした件名を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

認定第1号 令和4年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について

認定第2号 令和4年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

認定第3号 令和4年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算について

認定第4号 令和4年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

認定第5号 令和4年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算について

認定第6号 令和4年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について

認定第7号 令和4年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

認定第8号 令和4年度会津坂下町水道事業会計決算について

◎議長（水野孝一君）

これより、順次説明を求めます。

まず、認定第1号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

認定第1号、令和4年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

令和4年度決算書についてご説明申し上げます。

歳入決算は、決算書の1ページから4ページに記載があります。3ページ、4ページの合計欄をご覧ください。

予算現額91億7,698万9,000円、調定額92億4,908万9,098円、収入済額89億4,124万7,832円、不納欠損額318万5,469円、収入未済額3億465万5,797円、予算現額と収入済額の比較2億3,574万1,168円です。

歳出決算につきましては、5ページから8ページに記載がございます。7ページ、8ページの合計欄をご覧ください。

予算現額91億7,698万9,000円、支出済額84億3,577万3,355円、翌年度繰越額2億7,727万2,000円、不用額4億6,394万3,645円、予算現額と支出済額との比較7億4,121万5,645円です。

9ページをご覧ください。

歳入歳出差引残額は5億547万4,477円となりました。

次に、実質収支についてご説明いたします。217ページをご覧ください。実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額89億4,124万7,000円、歳出総額84億3,577万3,000円、歳入歳出差引額5億547万4,000円、繰越明許費繰越額4,227万5,000円、実質収支額4億6,319万9,000円となりました。前年度と比較しまして、歳入決算額で9億2,001万3,000円の減、歳出決算額で10億132万9,000円の減、実質収支額で8,198万円の増となりました。

次年度に繰越しとなった主な内容について、現予算との比較でご説明申し上げます。

歳入では、町税5,156万円、一般寄附金1,827万5,000円、ふるさと納税寄附金2,000万9,000円が予算を超えて収入し、歳出では、人件費6,128万5,000円、需用費1,837万5,000円、役務費1,890万円、委託料7,761万円、使用料及び賃借料1,867万円、工事請負費984万8,000円、負担金補助及び交付金8,392万3,000円、扶助費4,113万8,000円、繰出金2,404万8,000円、予備費9,637万7,000円、その他の科目で1,376万7,000円が不用額となりました。

これらの要因につきましては、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響がそれほど税収に影響がなかったこと。ふるさと納税が引き続き好調であったこと。歳出では、新型コロナウイルス感染症により、事業執行に影響が出たこと。年度末に交付された補助金等を予備費に措置し繰り越したことが、主な要因であるというふうに分析しております。

次に、歳入歳出の詳細について、事項別明細書によりご説明いたします。

まず歳入であります。

1 ページ、2 ページの 1 款 1 項 1 目町民税個人は、納税義務者の減少による均等割額、所得割額の減少により、134万2,000円減の 5 億8,090万7,000円となりました。

2 目法人は、新設事業所の開設などによる均等割額の増、収益増による法人税割額の増により、328万円増の8,254万2,000円となりました。

次に、2 項 1 目固定資産税は、旧坂下厚生病院跡地分の増、及び新型コロナウイルス感染症対策における減免措置の終了に伴い4,575万1,000円増の 7 億6,172万円となりました。

2 目国有資産等所在市町村交付金は、国・県の台帳価格の増額により10万4,000円増の157万5,000円となりました。

次に、3 項 1 目環境性能割は、課税対象車両の増により251万7,000円増の494万5,000円となりました。

2 目種別割は、重課車両の増及び買換え等による課税台数の増により83万7,000円増の5,905万4,000円となりました。

次に、4 項 1 目町たばこ税は、課税本数の増により1,005万円増の 1 億6,849万2,000円となりました。

3 ページ、4 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目地方揮発油譲与税は、財源となる税收の減により106万2,000円減の2,099万6,000円。2 項 1 目自動車重量譲与税は、財源となる税收の減により22万4,000円減の6,284万7,000円。3 項 1 目森林環境譲与税は、財源となる税收の増により86万5,000円増の388万4,000円となりました。

次に、3 款利子割交付金、4 款配当割交付金、5 款株式等譲渡所得割交付金は、それぞれ県からの通知による額となります。

次に、6 款法人事業税交付金は、算出計算方法の変更により806万2,000円増の2,741万2,000円となりました。

5 ページ、6 ページの 7 款地方消費税交付金、8 款環境性能割交付金、9 款 1 項 1 目地方特例交付金は、それぞれ県からの通知による額となります。

次に、2 項 1 目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、償却資産及び事業用家屋の固定資産税の軽減措置の終了により2,268万9,000円減の178万8,000円となりました。

次に、10 款地方交付税は、9,288万3,000円の減となり、交付額は、32億2,445万5,000円となりました。減額となった主な要因は、普通交付税では、基準財政収入額が市町村民税の増などにより6,006万8,000円の増。基準財政需要額では、消防費の増や臨時経済対策費の創設などにより3,472万6,000円の減などにより9,479万4,000円の減。特別交付税は、大雪の影響により除排雪経費の増や地域おこし協力隊の増などにより2,107万2,000円の増。震災復興特別交付税は、復興特区の対象事業の減により1,916万1,000円の減となりました。

7 ページ、8 ページをご覧ください。

11 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金は、35万7,000円減の125万1,000円となしまし

た。

12款 1 項 1 目農林水産業費分担金は、富川及び八方頭首工の受益者分担金で、25万9,000円増の120万3,000円となりました。

次に、2 目土木費分担金は、危険空き家の緊急安全代行措置分の分担金を見込んでおりましたが、該当がなかったため収入はありませんでした。3 目災害復旧費分担金は、農業災害の受益者分担金で45万8,000円増の53万2,000円となりました。

次に、2 項 1 目総務費負担金は、会計年度職員の雇用保険料で4万4,000円増の27万5,000円となりました。

2 目民生費負担金は、会津長寿園などの老人福祉施設入所費負担金が31万5,000円の減、通常保育料が131万1,000円の減、放課後児童健全育成事業99万円の増などにより82万6,000円減の2,453万5,000円となりました。

9 ページ、10 ページをご覧ください。

3 目衛生費負担金は、会津西部斎苑管理運営連絡協議会の負担金の増、坂下厚生総合病院救急医療等体制支援負担金の減により5万9,000円増の2,411万2,000円となりました。

次に、4 目教育費負担金は、学校給食費及び幼稚園給食費が公会計化に伴う科目の変更による全額増など、7,315万6,000円増の7,449万8,000円となりました。

次に、13款 1 項 1 目総務使用料は、コミュニティセンター使用料の増などにより13万4,000円増の73万円、2 目民生使用料は6,000円増の2万5,000円となりました。

3 目衛生使用料は11、12 ページをご覧ください。

火葬炉使用料が88件増の616件で、320万6,000円増の2,199万5,000円。4 目農林水産業使用料は、農産物加工処理施設使用料の減により30万6,000円減の40万8,000円。5 目商工使用料は、糸桜駐車場敷地占用料の増などにより3万4,000円。6 目土木使用料は、住宅使用料の現年度分で242万円の減、滞納繰越分で156万5,000円の減などにより、368万9,000円減の5,907万7,000円となりました。

13 ページ、14 ページをご覧ください。

7 目教育使用料は、幼稚園特別預かり保育料の減などにより3万2,000円減の155万6,000円となりました。

13款 2 項 1 目総務手数料は、戸籍・住民基本台帳等手数料の減により9万3,000円減の700万8,000円となりました。

15 ページ、16 ページをご覧ください。

2 目衛生手数料は、家庭系ごみ処理手数料の89万5,000円の減などにより99万3,000円減の1,540万3,000円。3 目農林水産業手数料は、国土調査地籍閲覧手数料の減により2,000円増の1万2,000円。4 目土木手数料は、屋外広告物申請手数料の増により6万4,000円増の43万7,000円となりました。

14款 1 項 1 目民生費国庫負担金は、1 節障がい者福祉費負担金が、居宅サービスなどの福祉サービス対象経費額の減に伴い、自立支援給付費等負担金627万6,000円の減などで1億4,880万円。2 節児童手当負担金は、対象児童数が前年度より798人減少したこと

により、564万5,000円減の1億2,957万5,000円。3節未熟児養育医療費負担金は49万9,000円減の15万6,000円。4節児童福祉費負担金は、町内外の民間保育施設への支出額の増に伴う子供のための教育・保育給付費1,835万6,000円の増により8,106万8,000円となりました。

17、18ページをご覧ください。

5節低所得者保険料軽減負担金は、介護保険料の軽減に伴うもので17万8,000円増の1,294万7,000円となりました。

2目衛生費国庫負担金は、予防接種数の減に伴い2,635万9,000円減の5,257万7,000円となりました。

2項1目総務費国庫補助金は、7,186万9,000円減の2,357万8,000円となりました。

1節社会保障・税番号制度整備費補助金は、マイナンバー制度の運用システム改修などで290万4,000円増の1,968万円。2節マイナポイント事業費補助金は、386万9,000円増の389万8,000円となりました。

2目民生費国庫補助金は、2億3,649万3,000円減の1億4,586万6,000円となりました。

1節障がい者福祉費補助金の障害者総合支援事業費補助金は、全額増。2節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金165万円の増。3節臨時福祉給付費補助金の住民税非課税世帯等臨時特別支援事業費補助金は、1億2,619万5,000円の減。子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金が全額減。

19ページ、20ページをご覧ください。

4節老人福祉費補助金の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、724万8,000円の増となりました。

3目衛生費国庫補助金は、1,086万7,000円減の3億2,137万5,000円となりました。

1節保健衛生費補助金は、合併浄化槽設置実績及び受入れ済国費の年度間調整により循環型社会形成推進交付金の全額減、母子保健対策強化事業補助金の全額増、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の全額減により2,734万9,000円減。2節新型コロナウイルス対策費補助金は、3,653万8,000円の増。3節地方創生臨時交付金は、2,005万6,000円減となりました。

4目土木費国庫補助金は、1節道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金が2,642万2,000円減、道路メンテナンス事業費補助金が1,631万1,000円の減、臨時道路除雪事業費補助金2,200万円減により6,473万3,000円減の5,556万8,000円となりました。収入未済額の3,607万6,000円は次年度へ繰越しとなりました。

21、22ページをご覧ください。

2節住宅費補助金の社会資本整備総合交付金は、1,786万8,000円増の1,787万8,000円。3節地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金は、旧坂下厚生総合病院の解体工事に係る補助金で全額次年度への繰越しとなりました。

5目消防費国庫補助金の社会資本整備総合交付金は、町防災マップ作成によるもので、全額増の229万4,000円となりました。

6目教育費国庫補助金、1節教育総務費補助金は、フッ化物洗口事業の補助金で全額

増。4節社会教育費補助金は、旧五十嵐家住宅の保存修理による建造物保存修理事業費補助金1,436万5,000円の増などで1,242万8,000円増の2,731万2,000円となりました。

3項1目総務費国庫委託金は、外国人に係る事務処理件数の増などにより11万6,000円増の32万3,000円。2目民生費国庫委託金は、受付件数の減による基礎年金等事務費交付金の減により46万8,000円減の326万2,000円となりました。

15款1項1目総務費県負担金は、県民税徴収取扱費交付金1,086万2,000円の増により2,855万3,000円となりました。

◎議長（水野孝一君）

説明の途中でございますが、休憩のため休議といたします。（午前11時02分）

再開を11時15分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。（午前11時15分）

続けて説明をお願いいたします。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

では、23、24ページをご覧ください。

2目民生費県負担金は、505万6,000円増の2億5,153万2,000円となりました。

1節社会福祉費負担金は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金が205万8,000円の増、過年度介護保険低所得者保険料軽減負担金の全額増などにより、237万円増の4,559万9,000円となりました。

2節障がい者福祉費負担金の自立支援給付費等負担金は、対象経費支出額の減により323万7,000円減、障害児施設給付費等負担金は、3万4,000円の減となりました。

3節保険基盤安定負担金は、国民健康保険税軽減者の増により9万5,000円増の7,218万4,000円。4節未就学児均等割保険税負担金は、未就学児の国保税均等割を5割軽減するもので全額増の55万3,000円。5節児童手当負担金は、対象児童数の減による116万9,000円減の2,868万円となりました。

7節児童福祉費負担金の施設型給付負担金は、町内外の民間の保育施設への支出額の増により、子どものための教育・保育給付費が629万6,000円増の2,775万1,000円、子育てのための施設等利用給付交付金が21万円増の226万8,000円となりました。

2項1目総務費県補助金は、2節市町村生活交通対策事業運行費補助金の466万3,000

円増などにより、366万8,000円増の4,176万5,000円となりました。

2 目民生費県補助金は、59万8,000円増の7,557万5,000円となりました。

25、26ページをご覧ください。

1 節障がい者福祉費補助金は、重度障がい者支援事業費補助金が、医療給付件数の減により57万3,000円減の1,457万4,000円。3 節児童福祉費補助金は、子どもの医療費補助金121万3,000円の減。5 節物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業補助金が全額増となりました。

27、28ページをご覧ください。

3 目衛生費県補助金は、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金が、設置基数の減により20万7,000円の減、発熱外来終了により福島県地域外来・検査センター運営業務補助金963万5,000円的全額減などにより、1,123万3,000円減の444万2,000円となりました。

4 目農林水産業費県補助金は、468万6,000円減の2億5,530万5,000円となりました。

1 節農業費補助金の基幹水利施設管理事業費補助金が、富川・頭首工の管理経費の増により77万6,000円の増のほか、29、30ページになります。

農業機械導入補助の地域担い手育成支援事業補助金、農業機械・施設整備補助の産地パワーアップ事業、農村地域防災減災事業補助金、野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金、県オリジナル米産地力強化支援事業、福島県肥料高騰緊急対策事業補助金が、それぞれ全額増。農地集積協力金交付金は農地中間管理機構を通じた農地集積がなかったことによる全額減。産地生産基盤パワーアップ事業が全額減。2 節林業費補助金のふくしま森林再生事業補助金は繰越分と合わせまして2,764万6,000円の減となりました。

5 目商工費県補助金は、首都圏等での物産販売を実施している消費者風評対策市町村支援事業交付金136万5,000円の増、自家消費野菜等放射能検査事業補助金231万3,000円的全額減により94万8,000円減の500万円となりました。

6 目土木費県補助金は、木造住宅耐震診断促進事業補助金が全額増の3万9,000円、収入未済額の地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金は、旧坂下厚生総合病院の解体工事に係る補助金で次年度へ繰越しとなりました。

7 目教育費県補助金は、放課後子どもプラン補助金が22万6,000円の増、福島県教育支援体制整備事業費補助金全額増などにより56万6,000円増の231万8,000円となりました。

8 目災害復旧費県補助金は、令和4年8月の豪雨で被災した農地・農業施設の復旧工事で、全額翌年度へ繰越しとなりました。

31、32ページをご覧ください。

3 項1 目総務費県委託金は、586万5,000円増の1,929万円となりました。

1 節総務管理費委託金のうつくしま権限委譲交付金は、県から権限委譲を受けている事務処理件数の減により79万9,000円の減。3 節選挙費委託金は、参議院議員通常選挙の執行などが全額増。4 節統計調査費委託金は、経済センサス調査の完了などで71万2,000円の減となりました。

2 目民生費県委託金は、生活保護法要介護状態審査判定委託金で全額増となりました。

4目農林水産水産業費県委託金は、河川樋門管理委託金で1万6,000円増の47万7,000円。5目土木費県委託金は、県道協力路線除雪委託金992万円の減などにより、751万円減の2,005万4,000円となりました。

33、34ページをご覧ください。

6目教育費県委託金は、スクールソーシャルワーカー緊急派遣事業委託金4,000円減により449万6,000円となりました。

16款1項1目財産貸付収入は、雇用促進住宅駐車場貸付料43万円の増などにより、30万4,000円増の772万5,000円となりました。

2目利子及び配当金は、4万8,000円増の16万4,000円となりました。

35、36ページをご覧ください。

2項1目不動産売払収入は、大字新開津地内の法定外公共物を売却したことにより、24万1,000円となりました。

2目物品売払収入は、3トン除雪ドーザ1台などの売却により、66万7,000円増の356万5,000円となりました。

17款1項1目一般寄附金は、一般寄附が16件で、2,265万1,000円増の3,474万6,000円となりました。

2目ふるさと納税寄附金は、8,147件で、1億737万2,000円増の3億7,000万9,000円となりました。

18款1項1目財政調整基金繰入金は、令和3年度ふるさと納税分5,477万6,000円、令和3年度及び令和4年度一般寄附金分1,407万7,000円を各事業へ充当するため繰入れをしたもので、8,051万円増の1億1,985万3,000円となりました。

37、38ページをご覧ください。

6目減債基金繰入金は、福島県市町村振興基金から借入れした起債及び利率の高い起債、合わせて5本を繰上償還するため繰入れしたもので、全額増となりました。

19款1項1目繰越金は、純繰越金は1,039万9,000円の増、繰越明許分は4,143万6,000円の減により3,103万7,000円減の4億2,415万8,000円となりました。

20款1項1目延滞金、加算金及び過料は、17万5,000円増の172万9,000円となりました。

39、40ページをご覧ください。

4項2目弁償金は、公用車破損の弁償金などで76万4,000円の増。

次に、46ページまで記載の4目雑入の主な増減は、資源ごみ回収売却益425万1,000円の増、後期高齢者医療療養給付費過年度分2,738万7,000円の増、光ケーブル移転補償金545万4,000円の全額減、経営所得安定対策事業事務費692万2,000円の増、湯川村学校給食業務受託料90万4,000円の増、コミュニティ助成事業200万円の減、デジタル基盤改革支援補助金646万4,000円の全額増、冬の節電チャレンジキャンペーン参加交付金101万3,000円の増、過年度観光物産協会補助金返還金の全額減などにより3,684万4,000円増の1億3,251万4,000円となりました。

45、46ページをご覧ください。

21款1項1目町債の民生債は、子育て支援事業の民間保育施設の町負担分で400万円減の2,400万円となりました。

47、48ページをご覧ください。

2目衛生債は、会津西部斎苑整備事業で80万円減の200万円となりました。

3目農林水産業債のため池等整備事業は、県営事業の負担金で160万円増の300万円、農業用河川工作物緊急対策が栗村堰の改修が全額減となり、全体で60万円減の300万円となりました。

4目土木債は、除雪機械整備事業が3トンドーザ1台の更新で100万円、橋りょう整備事業が丈助橋架け替え工事の測量設計で繰越分を合わせまして560万円減の1,600万円、町営住宅整備事業は、480万円減の800万円となりました。収入未済額の4,500万円は、丈助橋架け替え工事の測量設計及び坂下厚生総合病院整備事業で次年度へ繰り越すものであります。

5目消防債は、消防施設整備事業として広域市町村圏整備組合への負担金が910万円増、消防ホース乾燥塔事業等の工事費が180万円の全額増で、1,090万円増の3,080万円となりました。

6目教育債は、学校給食センター運営事業が、給食センターの調理・搬送業務委託で1,410万円増の3,610万円となりました。

7目臨時財政対策債は発行がなかったため2億3,977万7,000円の全額減となりました。次に、歳出についてご説明いたします。49ページ以降をご覧ください。

1款1項1目議会費は、議員共済会負担金が算出係数の変更により51万8,000円の減、議員永年勤続功労者肖像画委託料及び広報紙面電子化業務委託料の全額増などにより、120万円減の8,104万5,000円となりました。

51、52ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費は、4,773万5,000円増の8億214万8,000円となりました。

2節給料では、一般職給料が人事異動により493万8,000円の増、会計年度事務補助員給料が791万8,000円の増となりました。

53、54ページをご覧ください。

3節職員手当等は、退職手当組合負担金の減などで2,845万7,000円減。4節共済費は、会計年度任用職員共済組合負担金の増などにより536万6,000円の増。7節報償費は、ふるさと納税の増加により寄附者返礼品3,401万2,000円の増となりました。

55、56ページをご覧ください。

8節旅費は、29万8,000円の増。9節交際費は、32万3,000円の増。10節需用費は、燃料費が21万円の増、光熱水費が144万6,000円の増となりました。

11節役務費は、通信運搬費が、ふるさと納税の増による返礼品送料の増などにより181万1,000円の増となりました。

57、58ページをご覧ください。

12節委託料は、共済法改正に伴う人事給与システム改修業務委託が63万円で全額増、ふるさと納税返礼品発注等業務が549万5,000円の増となりました。

59、60ページをご覧ください。

13節使用料及び賃借料は、ふるさと納税を推進するため、ふるさとチョイス及び楽天システム等を活用しているライセンス使用料の1,131万7,000円増などにより3,550万8,000円となりました。

14節工事請負費は、町長・副町長室空調設備設置工事で129万9,000円となりました。

18節負担金補助及び交付金は、本庁舎及び東分庁舎の下水道受益者負担金97万6,000円の減などにより、50万8,000円減の376万9,000円となりました。

61、62ページをご覧ください。

2目文書広報費は、広報紙面電子化業務委託料及び町長似顔絵データ作製委託料の全額減などで、286万9,000円減の363万9,000円となりました。

3目財政管理費は、地方公会計ソフトウェア利用料の減などにより15万円減の126万5,000円となりました。

4目会計管理費は、10節需用費のOCR修繕料の増などにより46万1,000円増の368万2,000円となりました。

63、64ページをご覧ください。

5目財産管理費は2億477万6,000円減の6億4,698万円となりました。

10節需用費は、糸桜里の湯ばんげが町の普通財産となったため、光熱水費269万2,000円の増などにより296万3,000円となりました。

24節積立金は、2億904万4,000円減の6億3,922万1,000円となりました。財政調整基金は、1055万3,000円の増。減債基金1億4,169万9,000円の減。

65、66ページ。

公共施設整備基金4,958万9,000円の減。会津西部斎苑運営基金が全額減。行政センター建設基金2,330万1,000円の増となりました。

6目企画費は、184万5,000円減の1億2,981万2,000円となりました。

2節給料は、地域づくりコーディネーターの給料85万9,000円の増。7節報償費は、只見線PRのための中村ザル菊展示の謝礼7万5,000円が全額増となりました。

10節需用費は、コミュニティセンターの光熱水費が118万5,000円の増など46万2,000円増の1,047万4,000円となりました。

67、68ページをご覧ください。

12節委託料は、若宮・八幡コミセンの倒木等の除去が全額増。

69、70ページ。

JR只見線のPR映画上映業務委託が全額増となりました。

13節使用料及び賃借料は、地方バス運行維持対策定期券290万3,000円の増、路線バス乗車券が87万7,000円の増。

18節負担金補助及び交付金は、市町村生活バス路線運行が630万3,000円の増。

71、72ページ。

JR只見線運営負担金が全額増。一般コミュニティ助成事業が290万円の減となりました。

7 目交通安全対策費は、道路反射鏡工事11万7,000円の減などにより40万8,000円減の265万9,000円となりました。

8 目電算管理費は、468万4,000円増の8,561万8,000円となりました。

10節需用費は、只見川河川整備事業に伴う光ケーブル移転工事などによる施設修繕料の全額減などにより661万4,000円の減となりました。

73、74ページをご覧ください。

12節委託料は、インターネットシステム運用管理支援が213万2,000円の増、地方公共団体情報システム標準化業務が全額増となりました。

17節備品購入費は、帳票用圧着機更新により115万5,000円の増。

18節負担金補助及び交付金の地方公共団体情報システム機構負担金が、社会保障・税番号制度システム開発に関する経費の減等により106万2,000円の減となりました。

9 目過疎対策費は、科目の変更により、地域おこし協力隊の報酬や共済費、おとし住宅の光熱水費・修繕等が全額増となっております。

75、76ページをご覧ください。

12節委託料の移住・定住促進事業は、会津坂下町移住定住推進協議会への委託で全額増。

18節負担金補助及び交付金の若者定住促進住宅新築等補助金は、15件の申請があり、620万円の全額増となりました。繰越明許費210万円は、若者定住促進住宅新築等補助金5件分となります。

10目新庁舎建設費は、77、78ページをご覧ください。

14節工事請負費は、旧江戸鮎解体工事で全額増。16節公有財産購入費は、市中三番甲地内の用地購入で250万円減の220万円となりました。

11目用地対策費は、町道舗装事業の町道用地として購入するもので、測量設計委託及び公有財産購入費が繰越明許となります。

2 項 1 目税務総務費は、2 節給料及び3 節職員手当は、人事異動により838万7,000円の減。

79、80ページの12節委託料は、税制改正等によるシステム改修及び地方税共通納税システム対象税目拡大によるシステム改修などで263万円増の832万3,000円となりました。

22節償還金利子及び割引料は、法人税や住民税の修正申告等による過誤納還付金が113万5,000円増の490万円となりました。

2 目賦課徴収費は、81、82ページの12節委託料の固定資産標準等鑑定評価業務の増などで、1,228万9,000円増の1,450万7,000円となりました。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費は、389万5,000円増の4,926万8,000円となりました。

2 節給料及び3 節職員手当等は、347万3,000円の増。

83、84ページ。

12節委託料は、社会保障・税番号制度システム整備のための戸籍情報システム改修業務が全額増。繰越事業分の社会保障・税番号制度システム改修が全額増。戸籍情報・附表システム改修649万円が全額減。

18節負担金補助及び交付金の地方公共団体情報システム機構への負担金の510万円は、全額減となりました。

4項1目選挙管理委員会費は、職員給料、手当等の減により98万5,000円減の601万7,000円となりました。

85、86ページをご覧ください。

3目参議院議員通常選挙費は、令和4年7月10日に執行された同選挙に係る経費で全額増となりました。

87、88ページをご覧ください。

4目福島県知事選挙費は、令和4年10月30日に執行された同選挙に係る経費で全額増となりました。

91、92ページをご覧ください。

5項1目統計調査費の統計調査総務費は、職員手当等の減により5万4,000円減の381万3,000円となりました。

2目総務統計費は、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査、3目教育統計費は、学校基本調査の事務費となっております。

6項1目監査委員費は、8,000円増の58万5,000円となりました。

3款1項1目社会福祉総務費は、3万3,000円減の8億2,787万円となりました。

93、94ページをご覧ください。

2節給料及び3節職員手当等は、269万4,000円の減。7節報償費は、火災見舞金2件分で20万円の増となりました。

95、96ページをご覧ください。

12節委託料は、社会福祉事業委託が15万7,000円の増、会津広域権利擁護支援センター設置運営業務が96万6,000円の全額増。

18節負担金補助及び交付金は、後期高齢者医療療養給付費が422万1,000円の減。

27節繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金が職員給与費等などの減により37万2,000円の減。後期高齢者医療特別会計繰出金が保険基盤安定繰出の増などにより254万6,000円の増。

97、98ページ。

介護保険特別会計繰出金は、要介護認定事務費繰出の減などにより、3億3,540万6,000円となりました。

2目障がい者福祉費は、232万8,000円増の3億4,581万8,000円となりました。

19節扶助費は、重度障がい者支援事業が、医療給付件数の減により111万8,000円の減。自立支援給付費が、主に居宅介護などの障がい福祉サービス費の減により1,019万2,000円の減。

22節償還金利子及び割引料は、過年度の自立支援給付費の精算による返還分で655万1,000円の増となりました。

99、100ページをご覧ください。

3目老人福祉費は、541万9,000円増の5,371万円となりました。

18節負担金補助及び交付金の地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金が713万2,000円増。

19節扶助費の老人ホーム保護措置費が164万3,000円の減となりました。

4目国民年金費は、システム改修業務の減などで7万9,000円減の1万3,000円となりました。

101、102ページをご覧ください。

5目臨時福祉給付費は、新型コロナウイルスに関する住民税非課税世帯等への10万円を給付した住民税非課税世帯等臨時特別給付金と、電力・ガス・食料品等の価格高騰に関する住民税非課税世帯等へ5万円を給付した電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金などへの経費であり、2,826万5,000円減の1億925万6,000円となりました。

18節負担金補助及び交付金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金は、令和3年度からの繰越分が111世帯、令和4年度分は209世帯、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金は、1,423世帯に給付したものであります。

2項1目児童福祉総務費は、3,551万3,000円増の7,307万7,000円となりました。

103、104ページをご覧ください。

1節から4節までは、子育てふれあい交流センター運営に係る人件費であります。

10節需用費の光熱水費は、44万1,000円の増。

105、106ページ。

12節委託料は、子育てふれあい交流センター屋根等修繕工事の測量設計、設計監理が全額増。放課後児童健全育成事業が249万6,000円の増。

14節工事請負費は、子育てふれあい交流センター屋根等修繕工事で2,802万2,000円の増となりました。

107、108ページをご覧ください。

2目児童措置費、19節扶助費は、児童手当の対象児童数の減少による729万円の減などにより、729万3,000円減の1億8,755万8,000円となりました。

3目母子福祉費は、19節扶助費が、乳幼児医療費、ひとり親家庭医療費、児童医療費の減などにより162万7,000円減の5,133万2,000円となりました。

4目児童福祉施設費は、718万9,000円減の3億676万8,000円となりました。

1節から3節までは、保育所の職員と会計年度任用職員の人件費などで2,242万6,000円の減となっております。

109、110ページをご覧ください。

10節需用費、光熱水費は、118万6,000円の増。修繕料は、大きな修繕がなかったため1,330万5,000円の減。

111、112ページ。

12節委託料の給食業務委託は、喫食数の減などにより132万2,000円の減。

14節工事請負費は、ばんげ保育所空調設備更新工事で全額増となりました。

113、114ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金は、施設型給付費が2,958万5,000円の増、保育士等処遇改

善臨時特例事業補助金は、138万6,000円の増となりました。

5 目臨時福祉給付費は、低所得の子育て世帯への児童 1 人当たり 5 万円を給付した、子育て世帯臨時特別給付金（その他世帯分）の経費でありまして、2 億70万8,000円減の1,557万3,000円となりました。

18節負担金補助及び交付金の子育て世帯臨時特別給付金（その他世帯分）は、92名に給付したものであります。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費は、6 億2,533万2,000円減の 1 億642万2,000円となりました。

115、116ページをご覧ください。

2 節給料及び 3 節職員手当等は、411万9,000円増となりました。

18節負担金補助及び交付金は、坂下厚生総合病院建設負担金の全額減により 6 億2,323万1,000円の減。

117、118ページ、緊急医療体制支援事業補助金は、支出方法を変更したことから517万6,000円の全額減となりました。

2 目予防費は、919万8,000円増の7,697万4,000円となりました。

12節委託料は、健康診査が受診者数の増などにより34万6,000円の増。妊婦等健康診査は106万2,000円の減となりました。

119、120ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金の出産子育て応援給付金事業は、全額増。

19節扶助費は、妊活応援助成金の全額増など、17万4,000円増の33万2,000円となりました。

3 目環境衛生費は、982万2,000円減の763万9,000円となりました。

1 節報酬は、食品放射能検査に関する会計年度任用職員の人件費が全額減。

7 節報償費の資源ごみ回収報償金が12万5,000円の減。

12節委託料は、隔年で実施する磐越自動車道の騒音調査が全額減。

18節負担金、補助及び交付金の合併処理浄化槽設置整備が183万1,000円の減。カラス対策用のごみ散乱防止ネット補助金が6,000円の増となりました。

4 目斎苑管理運営費は、1,080万1,000円増の5,402万円となりました。会津西部斎苑の管理運営が令和 4 年度から新しい業者への委託となり、管理費等が町負担となったことから、10節需用費、燃料費が450万9,000円で全額増。

121、122ページをご覧ください。

光熱水費は、211万7,000円で全額増。施設修繕は、浄化槽流入管修繕で110万1,000円の増。

12節委託料の会津西部斎苑管理運営は、325万3,000円の減。

14節工事請負費は、火葬炉等修繕工事で575万3,000円の増。

18節負担金、補助及び交付金の会津西部斎苑連絡協議会への負担金は、279万円増の965万7,000円となりました。

5 目新型コロナウイルス対策費は、新型コロナウイルス感染症に対応するため、新型コロナウ

ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、ばんげ応援商品券の配布や燃料券の配布など、会津坂下町生活支援事業や物価高騰における生活困窮世帯や低所得者への支援や、運送事業者や農業者への支援、公共施設整備などを行ったもので3,617万4,000円減の3億7,327万9,000円となりました。

2節から123、124ページの4節までは、生活支援事業の実施やワクチン接種に係る人件費となっております。

7節報償費は、ワクチン接種の医療機関に対するワクチン管理協力金などとなっております。

10節需用費は、マスクや消毒液などの衛生用品、ワクチン接種の事務用品などで396万6,000円。

11節役務費は、ばんげ応援商品券、燃料券配布の郵便料、ワクチン配送の運送料などで1,006万9,000円。

12節委託料は、ワクチン接種に係る予防接種、接種券印刷・封入、コールセンター運営などの委託料、通学バス増便による通学運転業務委託、みんなのトイレ建設の測量設計などで8,033万円となりました。

14節工事請負費は、みんなのトイレ建設工事や会津坂下町テレワークセンター外構整備工事、鶴沼緑地テニスコート改修工事、坂下中学校トイレ洋式化改修工事などにより6,620万9,000円となりました。

125、126ページをご覧ください。

17節備品購入費は、児童・生徒送迎用の公用車やワクチン予約で使用するiPad購入などで310万7,000円となりました。

18節負担金、補助及び交付金は、両沼地区のコロナワクチン実施医療機関に対する負担金、物価高騰対策事業者に対する支援、肥料・飼料高騰対策農業者への支援、ばんげ応援商品券配布、燃料券配布などの補助金で1億8,606万3,000円となりました。

2項1目塵芥し尿処理費は、156万7,000円増の1億8,713万8,000円となりました。

127、128ページをご覧ください。

11節役務費の廃棄物収集・運搬は、69万3,000円の増。

12節委託料は、資源物分別処理業務が27万5,000円の増。

18節負担金、補助及び交付金は、会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金が150万6,000円の増となりました。

5款1項1目労働諸費は、15万3,000円減の756万1,000円となりました。

129、130ページをご覧ください。

6款1項1目農業委員会費の13節使用料及び賃借料は、タブレット端末のライセンス使用料で全額増。17節備品購入費は、タブレット端末の購入費で全額増となりました。

2目農業総務費は、37万円減の5,959万6,000円となりました。

131、132ページをご覧ください。

2節及び3節は、人件費で241万円の減。

18節負担金、補助及び交付金の農事組合事業は、8万6,000円の減となりました。

3 目農業振興費は、4,023万8,000円減の1億3,027万1,000円となりました。

1 節報酬から、133、134ページ、4 節共済費は、会計年度任用職員の増などにより631万7,000円の増となりました。

135、136ページをご覧ください。

12節委託料の消防用設備等保守点検、施設夜間警備、肥料高騰緊急対策補助金業務、森林経営管理制度対象森林抽出業務は、それぞれ全額増。

18節負担金、補助及び交付金の水田農業改革支援事業が、会津みどり地域農業再生協議会への補助金で278万2,000円の減。農業機械の導入補助の地域担い手育成支援事業は、全額増。農業機械・施設整備補助の産地パワーアップ事業は、全額増。産地育成整備事業は、全額増。肥料高騰緊急対策事業は、農業者558名に補助金を交付し、全額増となりました。

4 目畜産業費は、肥育素牛導入事業補助金の増などにより20万7,000円増の59万円となりました。

137、138ページをご覧ください。

5 目農地費は、952万6,000円増の2億4,048万円となりました。

12節委託料は、蟹沢ため池廃止事業測量設計業務委託などにより1,233万5,000円増の2,067万7,000円となりました。

139、140ページをご覧ください。

14節工事請負費は、富川頭首工管理事務所フェンス修繕工事で55万円となりました。

18節負担金、補助及び交付金は、県営ため池等整備事業が184万5,000円の増。農村無給水地区整備が43万円の減。団体単独土地改良事業が全額増。河川応急対策事業254万4,000円的全額減などにより81万7,000円減の1億5,812万9,000円となりました。

6 目国土調査費は、委託料の地籍測量の203万5,000円の減などにより141万2,000円となりました。

141、142ページをご覧ください。

2 項1 目林業振興費は、2,652万円減の3,450万9,000円となりました。

12節委託料は、ふくしま森林再生事業が繰越分も合わせまして2,587万3,000円の減となりました。

7 款1 項1 目商工総務費は、143、144ページをご覧ください。

14節工事請負費は、糸桜里の湯看板撤去・処分工事で28万6,000円的全額増となりました。

2 目商工業振興費は、219万7,000円増の3,382万8,000円となりました。

145、146ページをご覧ください。

12節委託料の風評対策PRが166万1,000円の増。

18節負担金、補助及び交付金は、会津みしらず柿販路拡大促進協議会負担金が全額増、物産販路拡大負担金は、20万円の減となりました。

3 目観光費は、861万4,000円増の2,673万7,000円となりました。

147、148ページをご覧ください。

12節委託料の祭り・イベント事業運営等が、観光物産協会への委託料で625万5,000円の増。

14節工事請負費は、糸桜公園トイレ内の手洗器修理で4万4,000円増となりました。

149、150ページをご覧ください。

8款1項1目土木総務費は、216万9,000円増の3,428万7,000円となりました。

151、152ページをご覧ください。

1目道路維持費は、7,928万7,000円減の1億7,009万2,000円となりました。

2節給料から3節職員手当等は、除雪オペレーターなどの人件費で323万1,000円の減、10節需用費は、燃料費で344万2,000円の減。153、154ページ、トラック除雪機械等修繕で273万2,000円の増となりました。

12節委託料の道路台帳整備は、高寺地区の台帳の修正が完了したため1,199万円の全額減。

13節使用料及び賃借料の除雪機械は、出動回数の減により6,678万2,000円の減。

14節工事請負費は、道路安全施設工事250万2,000円の減。

17節備品購入費は、3トン除雪ドーザ1台の購入などで311万8,000円の減となりました。

2目道路新設改良費は、道路整備工事費の増などにより2,492万5,000円増の6,230万4,000円となりました。

155、156ページをご覧ください。

3目街路灯費は、電気料、街路灯修繕料の増などにより220万7,000円増の1,845万1,000円となりました。

4目防災サブセンター管理費は、施設修繕料10万2,000円の全額減などにより、5万3,000円減の95万9,000円となりました。

5目橋りょう新設改良費、12節委託料は、157、158ページをご覧ください。測量設計は、丈助橋の測量設計の繰越事業分が2,046万3,000円の全額増。

14節工事請負費の橋りょう整備は、長井橋補修工事などによるもので、3,393万5,000円減の2,056万7,000円となりました。

3項1目河川総務費は浄化業務委託料の増などにより198万9,000円増の455万9,000円となりました。

2目河川維持費は、準用河川の堆積除去工事が5か所で3万6,000円の減。河川維持が96万1,000円の増により、全体で92万5,000円増の2,722万5,000円となりました。

4項1目都市計画総務費は、159、160ページをご覧ください。

12節委託料は、用途図作成業務委託で全額増となりました。

2目土地地区画整理費は、27節坂下東第一土地地区画整理事業特別会計繰出金の減により259万5,000円減の9,527万円となりました。

3目街路事業費は、371万5,000円となりました。

4目下水道費は、下水道事業特別会計への繰出金として1,900万3,000円増の1億3,330万円となりました。

5 目都市下水路費は、施設修繕66万4,000円の全額減、抜戸堀水路整備工事の増などにより、643万6,000円増の1,197万5,000円となりました。

6 目公園費は、161、162ページをご覧ください。

12節委託料のばんげひがし公園・鶴沼緑地公園管理運営は、529万7,000円の増。

14節工事請負費は、ばんげひがし公園鶴沼球場高圧ケーブル取替工事などで395万9,000円の増となりました。

7 目街なみ環境整備事業費は、3万4,000円減の14万3,000円となりました。

5 項 1 目住宅管理費は、3,464万4,000円増の6,587万1,000円となりました。

163、164ページをご覧ください。

10節需用費は、施設修繕料が町営新中岩田団地5・6号棟の屋根・外壁修繕工事などで1,337万8,000円の増。

14節工事請負費は、町営古町川尻団地3・4号棟の給水設備等改修工事で1,759万円増の3,361万6,000円となりました。

◎議長（水野孝一君）

説明の途中でございますが、昼食のため休議といたします。（午後0時02分）

再開を午後1時といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。（午後1時00分）

説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

それでは、引き続き説明をさせていただきます。163ページ、164ページになります。

9 款 1 項 1 目非常備消防費は、1,678万円増の3億4,657万4,000円となりました。

165、166ページをご覧ください。

10節需用費は、防災用機材がLEDヘッドライト購入などで107万3,000円の増、J-ALERT受信機などの施設修繕で148万5,000円の増、消防自動車修繕が39万円の増となりました。

167、168ページをご覧ください。

12節委託料は防災マップ作成が全額増。

18節負担金、補助及び交付金は、会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金で253万8,000円の増、消防団施設整備交付金は、全額増となりました。

2目消防施設費、12節委託料は、第3分団第3班屯所建設工事設計業務で全額増。
14節工事請負費は、火の見櫓撤去及び乾燥塔設置工事が1か所分で4万4,000円の減となりました。

169、170ページをご覧ください。

3目水防費は、水防訓練等が2万1,000円の増。防災用機材7,000円の全額減などにより1万4,000円増の4万7,000円となりました。

10款1項1目教育委員会費は、1万9,000円増の97万4,000円となりました。

2目事務局費は123万7,000円増の5,448万円となりました。

1節報酬は、学校運営協議会委員報酬が6万3,000円の増となりました。

173、174ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金の会津坂下町PTA連絡協議会講演会負担金が全額減。

25節寄附金は、若松商業高等学校への寄附金で2万6,000円となりました。

3目子ども支援費は、会計年度任用事務職員の減により452万円減の4,366万5,000円となりました。

175、176ページをご覧ください。

2項1目小学校費の学校管理費は、1,160万7,000円増の8,123万3,000円となりました。

10節需用費は、電気料が403万1,000円の増、施設修繕が坂下南小学校浄化槽ブロアポンプ交換工事などで124万1,000円の増などにより、523万9,000円増の2,554万7,000円となりました。

177、178ページをご覧ください。

11節役務費の遠距離通学用定期券が対象者の増により32万9,000円の増。

12節委託料は、坂下南小学校北側校舎屋上防水改修工事や、わんぱく南クラブ空調設備設置工事の測量設計及び設計監理による増などで166万6,000円の増となりました。

179、180ページをご覧ください。

14節工事請負費は、坂下南小学校北側校舎屋上防水改修工事などで1,765万2,000円の増となりました。

17節備品購入費は、小学校の机・椅子購入の全額減などにより1,348万7,000円の減となりました。

2目教育振興費は、501万2,000円増の2,547万5,000円となりました。

1節報酬は、特別支援教育支援員報酬が479万9,000円の増。

17節備品購入費は、デジタル体重計の購入費などで2万8,000円の増となりました。

181、182ページをご覧ください。

3項1目中学校費の学校管理費は、454万3,000円増の3,715万3,000円となりました。

10節需用費の電気料は、166万円の増、11節役務費は、遠距離通学用定期券代の増などにより467万2,000円の増となりました。

185、186ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金の選手派遣費補助金は、37万5,000円の減となりました。

2目教育振興費は、579万3,000円増の3,765万3,000円となりました。

10節需用費の教材は、学習用タブレット用充電器購入、備品の修繕などで12万円の減。
12節委託料は、電子計算機器保守点検が149万1,000円の増、電子計算機器等設定委託が全額増などにより332万5,000円増の1,696万6,000円。

13節使用料及び賃借料のライセンスは、105万2,000円の減となりました。

187、188ページをご覧ください。

17節備品購入費は、タブレット用無線マイクスピーカーやポータブルワイヤレスアンブ購入などで221万円増の358万6,000円となりました。

4項1目幼稚園費は、2,666万9,000円増の2億1,708万5,000円となりました。

1節報酬から3節の職員手当等は、職員と会計年度任用職員分で、会計年度任用職員の増などにより2,239万8,000円の増となりました。

191、192ページをご覧ください。

12節委託料は、通園運転業務は便数の減などにより23万円の減、電算機器等設定委託は、坂下南・東幼稚園の無線LAN環境構築業委託で全額増となりました。

17節備品購入費は、ポータブルアンブ購入やタブレット購入費などで291万7,000円の増となりました。

193、194ページをご覧ください。

5項1目社会教育総務費は、職員の給料・手当等で187万5,000円の減などにより253万8,000円減の3,733万9,000円となりました。

195、196ページをご覧ください。

2目公民館費は、121万4,000円増の1,686万8,000円となりました。

197、198ページをご覧ください。

10節需用費の電気料は、104万3,000円の増となりました。

199、200ページをご覧ください。

3目町史編さん費は、印刷製本費の増などにより32万9,000円増の64万4,000円となりました。

4目埋蔵文化財発掘調査費は、345万9,000円減の1,853万4,000円となりました。

1節から3節が発掘調査員、整理作業員である会計年度任用職員分の人件費で15万4,000円の増となりました。

201、202ページをご覧ください。

12節委託料、測量設計は、高寺山遺跡遺構測量業務で17万6,000円の増、遺跡空中写真撮影測量等は、高寺山遺跡高所撮影業務委託で全額増、文化財保存業務は、全額減となりました。

5目指定文化財管理費は、2,410万円増の3,826万4,000円となりました。

203、204ページをご覧ください。

12節委託料の旧五十嵐家住宅維持管理が183万2,000円の増、14節工事請負費は、旧五十嵐家住宅の保存修理工事などで2,271万4,000円の増となりました。

205、206ページをご覧ください。

6目美術館費は、電気料の減などにより2万7,000円減の134万2,000円となりました。

6 項 1 目保健体育総務費は、261万3,000円増の1,402万9,000円となりました。

2 節給料及び 3 節職員手当等は、43万1,000円の増となりました。

207、208ページをご覧ください。

12節委託料の運動施設管理業務は、旧坂下高校グラウンド整備業務委託で全額増。

18節は、ふくしま駅伝に係る実行委員会への負担金で56万8,000円の増となりました。

2 目学校給食費は、589万7,000円増の 2 億479万4,000円となりました。

209、210ページをご覧ください。

10節需用費は、電気料が799万4,000円の増、備品修繕料が鮮度庫の修繕などで137万1,000円の増、賄材料費が喫食数の減に伴う213万円の減などにより 1 億2,843万4,000円となりました。

211、212ページをご覧ください。

12節委託料は、給食調理・搬送等委託が29万4,000円の増、電算システム開発は、公会計による公金管理システム業務で全額増などにより347万6,000円増の6,155万6,000円となりました。

11款 1 項 1 目農業施設災害復旧費は、12節委託料は、令和 4 年 8 月の豪雨災害による袋原地区の農地 3 か所と、本名地区の農業施設 2 か所農地農業施設災害復旧工事に伴う測量設計委託料で全額増。

14節工事請負費は、5 か所の農用地等災害復旧工事で152万1,000円となりました。

213、214ページをご覧ください。

12款 1 項 1 目公債費、元金は、令和 2 年度借入分として橋梁整備事業、学校情報通信ネットワーク環境整備事業（G I G Aスクール）分などの償還が開始されたことにより、9,634万9,000円の増、総額11億4,355万7,000円となりました。

2 目利子は、長期債利子の減により607万1,000円減の2,951万5,000円となりました。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、認定第 2 号から認定第 4 号について説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

認定第 2 号「令和 4 度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第 3 項の規定により、令和 4 年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

決算書の 2 ページをお開きください。

歳入ですが、1 款国民健康保険税から 8 款諸収入までの歳入合計で、収入済額は18億4,159万8,617円となります。

4 ページをお開きください。

歳出については、1 款総務費から 9 款予備費までの歳出合計で、支出済額は17億8,817万241円であり、5 ページの歳入歳出差引残額5,342万8,376円となりました。

説明は、事項別明細書により行いますので、事項別明細書の 2 ページをお開き願います。款、項、収入済額の順に説明し、備考欄については、特記事項がある場合のみ説明させていただきます。

それでは、歳入です。

1 款国民健康保険税 2 億9,904万122円、対前年比3,623万6,394円、10.8%の減。調定に対する徴収率は、89.63%となっております。

4 ページをお開きください。

2 款使用料及び手数料 7 万490円は、1 項 1 目保健使用料であり、健康管理センター利用料と敷地使用料であります。

4 款県支出金12億9,349万2,281円は、保険給付費等交付金などであり、普通交付金12億5,393万3,940円は保険給付に要する費用になっており、次の保険者努力支援分は、保険者の事業への取組状況により県が評価し、インセンティブをつけるもので583万5,000円の交付を受けたところであり、特別調整交付金887万2,000円は、結核及び精神医療費が一定割合を超えた部分について、申請により交付されるものであります。

県繰入金2,017万5,000円は、レセプト点検や医療費通知、保険事業、特定健診、特定指導など県の基準を満たしたものについて交付となっており、特定健康診査等負担金426万4,000円は、特定健康診査及び健康指導の実施要した費用を県で 3 分の 1 負担するものでございます。

6 ページをお開きください。

6 款繰入金 1 億7,948万1,224円、対前年比12万6,207円の微増となっており、1 目 2 節未就学児均等割保険税繰入金73万7,189円は、令和 4 年度から開始されたもので、未就学児の均等割の半分を公費負担するものであり、内訳は国 2 分の 1、県 4 分の 1、町 4 分の 1 となっております。そのほかの繰入金についても、法定内での一般会計からの繰入れの部分になります。

7 款繰越金6,495万5,786円、対前年比1,210万2,442円、15.71%の減となっております。

8 ページをお開きください。

8 款諸収入455万7,518円、対前年比160万6,273円、54.42%の増となっております。うち、1 項延滞金及び過料は、106万7,078円となっており、3 項雑入348万9,614円は、3 目一般被保険者返納金212万8,584円は、保険給付の返納金で被保険者27名分となります。

10ページをお開きください。

同じく 7 目特定健康診査等負担金80万円は、令和 3 年度の精算に係る追加交付分です。

同じく 8 目雑入51万7,000円は、人間ドック受診者47人の個人負担分、1 万1,000円となっております。

歳入合計ですが、一番下の段です。

当初予算額17億8,177万2,000円、補正予算額7,781万4,000円の増、予算の計ですが、18億5,958万6,000円、調定額18億7,618万3,394円、収入済額18億4,159万8,617円で、収入額の対前年比は4,046万4,533円、2.2%の増でございます。不納欠損額515万579円、収入未済額2,943万4,198円となりました。

次に歳出です。12ページをお開き願います。

説明は歳入と同じように、款、項、支出済額の順に説明し、特記事項がある場合のみ備考欄の説明とさせていただきます。

1 款総務費4,960万1,512円、対前年比166万円6,799円、3.2%の減は、職員の異動によるものでございます。うち1 項総務管理費4,710万5,749円となります。

14ページをお開きください。

2 項徴税費161万299円となっております。3 項運営協議会費28万8,568円。

16ページをお開きください。

4 項趣旨普及費 4 万8,523円。5 項収納率等特別対策事業費54万8,373円となっております。

続いて、2 款保険給付費12億6,574万5,884円、対前年度比9,031万2,251円、7.6%の増となっております。

この保険給付費に関しましては、令和4年度は、令和3年度の新型コロナウイルス感染症拡大による受診控えの反動などもありますが、高額医療給付による増加となっております。1 人当たりの医療費についても、増加しております。うち、1 項療養諸費10億9,263万2,923円。

1 目一般被保険者療養給付費18節負担金補助金及び交付金の中の補助金699万9,594円は、医療費無料分として一般会計繰入金の対象となるものでございます。

18ページをお開きください。

2 項高額療養費 1 億6,831万4,200円、対前年比2,317万8,180円、15.96%の増となっております。

20ページをお開きください。

4 項出産育児諸費292万9,260円は、7 件分の給付、5 項葬祭諸費180万円は、36人分に対する給付でございました。

続いて、3 款国民健康保険事業費納付金 4 億5,057万5,681円、対前年比2,529万1,980円、5.3%の減で、これは県全体として被保険者の減や診療報酬のマイナス改定等により54億円の減、介護分で過年度精算により28億円減少したことによるものでございます。うち1 項医療給付分 3 億952万390円。2 項後期高齢者医療支援金等分 1 億450万5,581円。

22ページになります。3 項介護納付金分3,654万9,710円になります。

続いて、5 款保険事業費2,130万1,368円。対前年比1,064万6,300円、33.3%減となります。特定健診の受診率は、コロナ禍の中で予約制とし実施し、混雑もなくスムーズに

健診を実施しましたが、対前年比0.57ポイント減の36.17%となっております。

2 項 1 目保健衛生普及費11節役務費の郵便料、及び12節委託料の共同電算処理医療費通知は、医療費のお知らせ通知、ジェネリック医薬品の通知に関する業務でございます。

24ページをお開きください。

同じく 2 目疾病予防費の中の12節委託料人間ドックは、47名の方が受診されました。

3 項健康管理センター事業費315万8,778円、対前年比1,072万1,956円、77.24%の減は、昨年実施した健康管理センターの高圧受変電設備更新工事が終了したことによるものでございます。

26ページをお開きください。

6 款基金積立金については、令和 4 年度は積立をせず、年度末の残高は 1 億2,003万9,600円となっております。

7 款公債費はございませんでした。

8 款諸支出金94万円4,600円、対前年比71万5,300円の減となっております。うち 1 目一般被保険者保険税還付金94万4,600円は、被保険者異動による過年度課税分の33件の還付となります。

28ページをお開きください。

9 款予備費はございませんでした。

以上、歳出合計、当初予算額17億8,177万2,000円、補正予算額7,781万4,000円。予算計18億5,958万6,000円、支出済額17億8,817万241円、不用額7,141万5,759円となっております。

続いて、29ページでございます。

実質収支の調書でございます。こちらにつきましては、3 項で歳入歳出予算差引額で、実質収支と同額の5,342万8,000円となりました。

30ページは、財産に関する調書でございます。

説明は、以上とさせていただきます。

続きまして、認定第 3 号「令和 4 年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算について」ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第 3 項の規定により、令和 4 年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算について、別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付したいというものであります。

決算書の 2 ページをお開きください。

歳入ですが、1 款保険料から、9 款諸収入までの歳入合計で収入済額22億9,887万7,971円でございます。

4 ページをお開きください。

歳出については、1 款総務費から 6 款予備費までの歳出合計で、支出済額は、22億535万6,413円であり、5 ページの歳入歳出差引残額9,352万1,558円となりました。

令和 4 年度の決算につきましては、令和 3 年度から令和 5 年度までの第 8 期会津坂下

町介護保険事業計画に定められた3年間の事業の2年目の事業実施内容となります。この3年間の期間中の事業費を3年間に合わせる計算で保険料及び給付費を設定しております。事業計画書に定めた給付費等に対する2年目の事業実績執行割合は、保険給付費で99.17%、地域支援事業で81.16%と見込みよりは少ない給付状況でありました。

介護保険は、65歳以上の第1号被保険者の方が主体であります。全国的に高齢化が進み、第1号被保険者の人数は増加しております。本町でも、令和3年度に対して、令和4年度は9人増の5,663人となっており、介護認定率では、20.9%となっております。

説明は、事項別明細書により行いますので、事項別明細書の2ページをお開き願います。国保同様に、款、項、収入済額の順に説明し、備考欄については、特記事項がある場合のみ説明させていただきます。

それでは、歳入でございます。

1 款保険料 4 億3,058万5,882円、前年対比は335万7,137円、0.7%の減。調定に対する収納率は99.09%となっております。

2 款使用料及び手数料は、配食サービス手数料の37万2,900円は、自己負担額300円で1,243食分の内訳でございます。登録者数は21名でございます。

3 款国庫支出金 5 億5,704万9,553円、前年対比1,544万4,703円、2.8%の増。うち1 項国庫負担金 3 億6,277万9,378円。2 項国庫補助金1億9,427万175円でございます。

4 ページをお開きください。

4 款支払基金交付金 5 億4,827万5,000円、前年対比477万7,000円、0.8%の増でございます。

5 款県支出金 3 億2,654万3,897円、前年対比1,815万1,122円、5.8%の増でございます。うち、1 項県負担金 3 億1,352万1,000円。2 項県補助金1,302万円2,897円でございます。

6 款財産収入2,622円。

7 款繰入金 3 億3,540万6,144円、前年対比152万8,892円、0.4%の増でございます。

6 ページをお開きください。

8 款繰越金9,355万3,826円、前年対比1,453万7,303円、13.4%の減でございます。

9 款諸収入は708万8,147円、前年対比141万4,087円の減。

8 ページをお開きください。

3 項雑入708万5,489円は、2 項 1 節で第三者行為損害賠償金 1 件分75万1,536円、同じく 4 目 1 節雑入で成年後見人申立手数料 2 件分で 1 万5,000円、過年度分支払基金給付費負担金235万5,393円、過年度分県費給付費負担金396万750円でございます。

歳入の合計ですが、一番下の段です。当初予算額が23億7,404万8,000円、補正予算額6,368万6,000円の減。予算現額の計でございますが23億1,036万2,000円、調定額23億280万9,467円、収入済額が22億9,887万7,971円で、収入額の対前年比は2,059万427円、0.9%の増となっております。不納欠損が47万3,885円、収入未済額が345万7,611円となりました。

次に歳出でございます。10ページをお開きください。

歳出につきましても歳入と同様の説明とさせていただきます。支出済額で説明いたします。

1 款総務費5,102万3,095円、前年対比130万1,052円の減となります。

12ページをお開きください。

2 款保険給付費19億8,349万5,791円、前年対比1,286万5,599円、0.6%の増となっております。うち1 項介護サービス等諸費18億2,466万6,800円。

14ページをお開きください。

2 項介護予防サービス等諸費1,644万7,403円、前年対比372万506円、29.23%の増は、コロナ禍で利用控えだった要支援1・2の方たちの利用が増加したためでございます。

3 項その他諸費146万5,128円。

16ページをお開きください。

4 項高額介護サービス等費4,662万6,469円、5 項高額医療合算介護サービス等費405万2,452円。

6 項市町村特別給付費90万1,489円は、要介護4・5の方で常時失禁等があり、おむつの使用を必要としている方に、非課税世帯、月3,000円、課税世帯、月1,000円の給付をするもので、69人へおむつ券の給付をしたものでございます。

7 項特定入所者介護サービス等費8,933万6,050円でございます。

給付費の状況ですが、大きく分けますと、居宅サービス費と施設サービス費で全体の77.1%を占めます。支出の大きいところでは、居宅サービス費では通所介護・訪問介護になります。なお、令和4年度はコロナ禍の影響もあり、令和3年度の利用控えの影響により、通所介護は増、訪問介護は減となっております。施設サービスでは、一番多いのが介護老人福祉施設、いわゆる特養でございます。2 番目が老人保健施設でございます。こちらもコロナ禍の影響により特養が減、老健施設が増となっております。

18ページをお開きください。

3 款地域支援事業費7,365万8,147円、前年対比335万3,038円、4.3%の減。うち1 項介護予防・生活支援サービス事業費3,860万4,148円、2 項一般介護予防事業費403万5,215円、予防事業の内容ですが、健康マージャン教室、いきいきふれあいサロン事業、などの実施をいたしました。

20ページをお開きください。

3 項包括的支援事業等費・任意事業費3,075万7,138円については、地域包括支援センター業務を社会福祉協議会に委託したものが主な内容となっております。

22ページ、4 目任意事業費の中の12節委託料124万4,400円は、訪問給食サービスの1,243食分でございます。

同じく19節扶助費106万2,000円は、成年後見人町長申立てのうち、生保等該当者への後見人報酬の助成であります。

同じく5 目在宅医療・介護連携推進事業費641万8,860円は、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の連携を推進するためのものであり、同じく6 目生活支援体制整備事業費734万1,199円は、医療介護サービスのみならず、多様な

事業主体と連携しながら、日常生活の支援体制の充実を図っていくものであり、同じく 7 目 737 万 4, 229 円認知症総合支援事業は、専門知識を有する方による早期の認知症悪化防止のための支援、また、認知症の高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、総合的支援の体制構築づくりに関する経費でございます。

24 ページをお開きください。

8 目地域ケア会議推進事業 32 万 2, 792 円、うち 12 節委託料 11 万 7, 450 円は、自立支援型地域ケア会議の専門職 7 職種の派遣委託でございます。

4 款諸支出金 717 万 9, 380 円。これは前年度の給付費精算に係る国や県の負担金や補助金の精算が主な内容となります。

26 ページをお開きください。

5 款基金積立金 9, 000 万円、前年対比 2, 000 万円の増になります。これによりまして、令和 4 年度末の基金残高が 3 億 7, 224 万 7, 000 円となり、これは、28 ページの財産に関する調書に掲載した内容でもあります。

6 款予備費の執行はありませんでした。

以上、歳出合計、当初予算額 23 億 7, 404 万 8, 000 円、補正予算額が 6, 368 万 6, 000 円の減、予算計が 23 億 1, 036 万 2, 000 円で、支出済額 22 億 535 万 6, 413 円。支出済額の対前年比は 2, 062 万 2, 695 円、0. 9% の増となります。不用額が 1 億 500 万 5, 587 円でございます。

27 ページをお開きください。

実質収支に関する調書になります。

3 項歳入歳出差引額は、実質収支額と同額の 9, 352 万 1, 000 円となります。

28 ページは、財産に関する調書となります。

以上、説明となります。

続きまして、認定第 4 号「令和 4 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について」ご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付したいというものであります。

決算書の 2 ページをお開きください。

歳入ですが、1 款後期高齢者医療保険料から、5 款諸収入までの歳入合計で収入済額 1 億 9, 403 万 4, 122 円でございます。

4 ページをお開きください。歳出については、1 款総務費から 4 款予備費までの歳出合計で、支出済額は 1 億 9, 327 万 3, 985 円であり、5 ページの歳入歳出差引残額 76 万 137 円となりました。

後期高齢者医療特別会計の概要でございますが、集めた後期高齢者医療の保険料を福島県後期高齢者医療広域連合に納めることを目的とした内容になってございます。

詳細は、事項別明細書により行います。2 ページをお開きください。

歳入でございます。説明は、款、項、収入済額の順に説明し、備考欄については、特

記事項がある場合のみ説明させていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料 1 億4,038万500円、対前年比568万7,400円、4.2%の増は、被保険者の増と保険料率の増によるものでございます。調定に対する収納率は99.7%となっております。

3 款繰入金5,304万2,785円、対前年比254万5,521円、5.0%の増のうち2目保険基盤安定繰入金5,209万3,032円で対前年比274万3,712円の増で、低所得者等について、保険料の軽減分を公費負担するものでありまして、軽減者の増によるものでございます。

4 款繰越金11万6,410円。

5 款諸収入49万4,427円、対前年比8万4,028円の減でございます。

4 ページをお開きください。歳入合計でございます。

一番下の段になります。当初予算額 2 億20万6,000円、補正予算額611万5,000円の減。予算の計が 1 億9,409万1,000円、調定額 1 億9,445万922円、収入済額 1 億9,403万4,122円、収入額の対前年度比826万3,648円、4.4%増です。不納欠損額14万6,400円。収入未済額27万400円でございます。

次に歳出でございます。6 ページをお開きください。

1 款総務費94万9,753円、対前年比19万8,191円、17.2%の減。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 億9,216万9,832円、対前年比811万5,912円、4.4%の増。

3 款諸支出金15万4,400円は、保険料還付金でございます。

4 款予備費については、ありませんでした。

以上、歳出合計、当初予算額 2 億20万6,000円、補正予算額611万5,000円の減、予算額計 1 億9,409万1,000円、支出済額 1 億9,327万3,985円で、対前年比761万9,921円、4.1%の増でございます。不用額は81万7,015円となりました。

7 ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

3 項歳入歳出差引額は、実質収支額と同額で76万1,000円となりました。

説明は以上となります。

◎議長（水野孝一君）

次に、認定第5号から認定第8号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

認定第5号「令和4年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算について」ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというも

のであります。

決算書の 1、2 ページをお開きください。歳入であります。

1 款 1 項負担金から 7 款 1 項町債まで、歳入合計は、予算現額 7 億 3,199 万 7,000 円、調定額 7 億 3,144 万 6,826 円に對しまして、収入済額 6 億 445 万 9,325 円、収入未済額 1 億 2,669 万 361 円となりました。

なお、不納欠損額 29 万 7,140 円については、債権消滅によるものであります。

次に、3、4 ページをお開きください。歳出であります。

1 款 1 項下水道総務費から 3 款 1 項予備費まで、歳出合計は、予算現額 7 億 3,199 万 7,000 円に對しまして、支出済額 6 億 445 万 9,325 円、翌年度繰越額 1 億 2,354 万 2,000 円となりました。

5 ページをお開きください。

歳入歳出差引残額は 0 円であります。

詳細につきましては、事項別明細書にてご説明をさせていただきます。

事項別明細書の 1、2 P をお開きください。歳入であります。

1 款 1 項 1 目負担金の 1 節現年度分は、調定額 1,412 万 2,250 円に對しまして、収入済額 1,390 万 3,250 円であり、21 万 9,000 円が収入未済額となりました。

2 節滞納繰越分は、調定額 264 万 1,150 円に對しまして、収入済額 76 万 3,580 円であり、187 万 7,570 円が収入未済額となりました。

次に、2 款 1 項 1 目使用料の 1 節現年度分は、調定額 6,978 万 260 円に對しまして、収入済額 6,940 万 613 円であり、37 万 9,647 円が収入未済額となりました。

2 節滞納繰越分は、調定額 139 万 5,671 円に對しまして、収入済額 42 万 6,387 円であり、67 万 2,144 円が収入未済額となりました。

なお、不納欠損額 29 万 7,140 円については、債権消滅によるものであります。

次に、2 款 2 項 1 目 1 節手数料は、7 件分の指定業者登録手数料であり、調定額、収入済額ともに 7 万円となりました。

次に、3 款 1 項 1 目 1 節都市計画費補助金は、調定額 2 億 1,712 万 3,000 円に對しまして、収入済額 1 億 6,322 万 7,000 円となり、収入未済額の 5,389 万 6,000 円は、翌年度へ明許繰越するものであります。

次に、4 款 1 項 1 目 1 節都市計画費補助金は、調定額、収入済額ともに 105 万 5,830 円であります。

次に、5 款 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金は、前年度からの繰越分を含め、調定額 1 億 4,074 万 5,967 円に對しまして、収入済額 1 億 3,329 万 9,967 円となり、収入未済額の 744 万 6,000 円は、翌年度へ明許繰越するものであります。

3、4 ページをお開きください。

6 款 2 項 1 目 1 節預金利子は、調定額、収入済額ともに 431 円であります。

3 項 1 目 1 節雑入は、調定額、収入済額ともに 686 万 6,100 円であり、上下水道工事同時施工に伴う水道工事負担金 660 万円が主なものであります。

2 節消費税還付金は、調定額、収入済額ともに 724 万 6,167 円であります。

次に、7款1項1目1節公共下水道事業債は、前年度からの繰越分を含め、調定額2億5,240万円に対しまして、収入済額1億9,020万円であり、公共下水道整備事業債が1億8,220万円、資本費平準化債が800万円であります。収入未済額の6,220万円は、翌年度へ明許繰越するものであります。

2節公営企業会計適用債は、調定額、収入済額ともに1,800万円であります。

次に、5、6ページをお開きください。歳出であります。

1款1項1目一般管理費1,824万2,618円は、12節委託料の企業会計導入検討業務委託1,801万8,000円が主なものであります。

次に、1款2項1目維持管理費につきましては、町内各浄化センターの維持管理経費であります。

10節需用費1,246万1,783円は、各浄化センターの光熱水費1,227万6,523円が主なものであります。

11節役務費74万5,494円は、維持管理に係る電話料並びに廃棄物の収集・運搬が主なものであります。

12節委託料4,754万1,905円は、各浄化センター及びマンホールポンプ場の維持管理費4,535万9,815円並びに上水道への使用料徴収収納事務委託費192万9,090円が主なものであります。

14節工事請負費892万6,390円は、坂下中央浄化センター水処理槽シート張替工事、ほか12件の工事請負費であります。

なお、41万8,000円を令和5年度へ明許繰越いたしました。

7、8ページをお開きください。

次に、1款3項1目建設費の2節給料から4節共済費までは職員2名分の人件費であります。

7節報償費25万2,800円は、21名分の受益者負担金前納報奨金であります。

12節委託料1億1,848万3,200円は、前年度からの繰越分を含む公共下水道管渠設計積算業務委託ほか10件の測量設計費であります。

なお、翌年度へ繰越明許とした2,581万6,000円は、一部工区において地質調査結果を基に設計する路線があり、ボーリング箇所土地所有者の特定及び協議等に不測の日数を要したことによる、管渠設計積算業務委託1件の委託費であります。

9、10ページをお開きください。

13節使用料及び賃借料139万1,639円は、電子計算機器の賃借料及び受益者負担金システムの利用料であります。

14節工事請負費2億4,625万7,300円は、前年度からの繰越分を含む県道会津坂下会津高田線管渠埋設工事、ほか8件の工事請負費であります。

なお、翌年度へ繰越明許とした7,350万8,000円は、工程調整等による管渠埋設工事2件及び舗装復旧工事1件であります。

21節補償補填及び賠償金969万8,300円は、前年度からの繰越分でありまして、下水道管渠埋設工事に伴う水道管布設替工事1件の補償費であります。

なお、翌年度へ繰越明許とした2,380万円は、下水道工事に起因する水道管移設補償費2件分であります。

次に、2款1項1目元金及び2目利子の1億2,376万4,088円につきましては、下水道事業債の償還元金及び償還利子であります。

以上、歳出合計、支出済額は6億445万9,325円であります。

11ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入・歳出の総額は、それぞれ6億445万9,000円となり、歳入歳出差引額は0円であります。

12ページは財産に関する調書を、13ページは地方債明細書を、14ページには令和4年度における主要事業をそれぞれ記載してございます。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、認定第6号「令和4年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について」ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

決算書の1、2ページをお開きください。歳入であります。

1款1項国庫補助金から5款1項町債まで、歳入合計の予算現額2億2,915万1,000円、調定額2億2,844万5,438円に対しまして、収入済額2億28万6,438円となり、収入未済額は、2,815万9,000円となりました。

3、4ページをお開きください。歳出であります。

1款1項坂下東第一地区事業費から2款1項公債費まで、歳出合計の予算現額2億2,915万1,000円に対しまして、支出済額は、2億28万6,438円となりました。

5ページをお開きください。

歳入歳出差引残額は、0円となっております。

詳細につきましては、事項別明細書にてご説明をさせていただきます。

事項別明細書の1、2ページをお開きください。歳入であります。

1款1項1目1節都市計画費補助金は、調定額7,155万円に対しまして、収入済額5,662万6,000円であり、1,492万4,000円が収入未済額となりました。

2款1項1目1節不動産売払収入は、調定額、収入済額ともに317万8,600円であり、未済額となっております。

3款1項1目1節一般会計繰入金は、調定額9,659万9,134円に対して、収入済額9,526万4,134円であり、133万5,000円が収入未済額となりました。

4款1項1目1節預金利子は、調定額、収入済額ともに374円であります。

2項1目1節雑入は、調定額、収入済額ともに1万7,330円であり、区画整理区域内町管理地の使用や電柱設置などに係る行政財産使用料及び仮換地証明などに係る証明手数料であります。

5款1項1目1節都市計画事業債は、調定額5,710万円に対して、収入済額4,520万円であり、1,190万円が収入未済額となりました。

3、4ページをお開きください。歳出であります。

1款1項1目坂下東第一地区事業費の2節給料から4節共済費までは、職員1名分の人件費であります。

11節役務費23万1,000円は、町管理地の除草に伴う収集・運搬業務2回分であります。

12節委託料778万9,210円は、建物等調査算定業務委託及び画地確定測設業務委託が主なものであります。

14節工事請負費1,017万8,300円は、40街区整地工事ほか7件の工事に要した費用であります。

18節負担金補助及び交付金512万2,716円は、水道事業における水道管布設工事並びに企業債元利償還に係る負担金であります。

21節補償補填及び賠償金1億259万4,763円は、建築物4戸6棟及び工作物、動産等の移転補償が主なものであります。

5、6ページをお開きください。

2款1項公債費1目元金及び2目利子の6,881万665円は、都市計画事業債の償還元金及び償還利子であります。

以上、歳出合計の支出済額は、2億28万6,438円であります。

7ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入・歳出の総額は、それぞれ2億28万6,000円となり、歳入歳出差引額は0円であります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

説明の途中ですが、休憩のため休議といたします。

（午後1時58分）

再開を2時10分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後2時10分）

説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

続きまして、認定第7号「令和4年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出

決算について」ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

決算書の1、2ページをお開きください。歳入であります。

1款1項分担金から4款3項雑入まで、歳入合計、予算現額6,580万8,000円、調定額6,471万7,105円に対しまして、収入済額は6,435万271円となり、収入未済額は36万6,834円となりました。

次に、3、4ページをお開きください。歳出であります。

1款1項農業集落排水総務費から3款1項予備費まで、歳出合計、予算現額6,580万8,000円に対しまして、支出済額6,435万271円となりました。

5ページをお開きください。

歳入歳出差引残額は、0円であります。

詳細につきましては、事項別明細書にてご説明をさせていただきます。

事項別明細書の1、2ページをお開きください。歳入であります。

1款1項1目農林水産業費分担金の2節滞納繰越分は、調定額23万1,000円に対しまして、収入済額は6万円となり、収入未済額が17万1,000円となりました。

次に、2款1項1目使用料の1節現年度分は、調定額1,637万7,347円に対しまして、収入済額は1,624万5,780円となり、収入未済額が13万1,567円となりました。

2節滞納繰越分は、調定額22万1,139円に対しまして、収入済額は15万6,872円となり、収入未済額が6万4,267円となりました。

次に、3款1項1目1節一般会計繰入金は、調定額、収入済額ともに4,729万9,090円であります。

次に、4款2項1目1節預金利子は、調定額、収入済額ともに129円であります。

3項1目2節消費税還付金は、調定額、収入済額ともに58万8,400円であります。

3、4ページをお開きください。歳出であります。

1款1項1目一般管理費2万円は、18節負担金補助及び交付金のみであります。

2項1目維持管理費2,237万2,235円は、各浄化センターの維持管理経費であります。

2節給料から4節共済費までは、職員1名分の人件費であります。

10節需用費369万5,430円は、各浄化センターの光熱水費349万3,269円が主なものであります。

11節役務費28万3,593円は、維持管理に係る電話料並びに火災保険料が主なものであります。

5、6ページをお開きください。

12節委託料852万5,000円は、各浄化センターの維持管理費591万8,000円、及び汚泥引抜運搬費157万5,684円が主なものであります。

13節使用料及び賃借料20万5,920円は、公用車のリース料金であります。

14節工事請負費239万1,400円は、窪倉浄化センターの非常用エンジンポンプ自動起動

盤取替工事ほか4件の工事請負費であります。

18節負担金補助及び交付金247万4,000円は、真木・津尻処理区の維持管理に係る喜多方市への負担金であります。

2款1項公債費の1目元金及び2目利子4,195万8,036円は、下水道債の償還元金及び償還利子であります。

以上、歳出合計、支出済額は、6,435万271円であります。

7ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入、歳出の総額は、それぞれ6,435万円となり、歳入歳出差引額は、0円であります。

8ページは財産に関する調書を、9ページには地方債明細書を、それぞれ記載しております。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、認定第8号「令和4年度会津坂下町水道事業会計決算について」ご説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度会津坂下町水道事業会計決算について、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

決算書の1、2ページをお開きください。決算報告書であります。

まず、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

収入では、第1款水道事業収益税込額4億9,823万3,570円に対し、支出では、第1款水道事業費用税込額4億6,916万7,740円となりました。

次に、3ページをお開きください。資本的収入及び支出であります。

収入では、第1款資本的収入の税込額6,998万9,900円に対し、支出では、第1款資本的支出の税込額1億5,089万7,074円となりました。差引その不足額8,090万7,174円は、下段に記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額487万7,511円、過年度分損益勘定留保資金7,602万9,663円で補填しました。

次に、5ページをお開きください。損益計算書であります。

本年度の収益は、税抜き額で1営業収益が3億9,279万4,567円。これに対し、2営業費用は4億2,419万4,277円で、差引営業損失が3,139万9,710円となりました。これは、固定資産の減価償却の増及び除却を計上したことによるものであります。

3営業外収益6,647万7,509円、4営業外費用1,038万7,115円で、差引営業外利益が5,609万394円となりました。これに、5特別利益と6特別損失の差、35万2,744円を差し引いて、当年度純利益は、2,433万7,940円となりました。これに前年度繰越利益剰余金2億6,713万867円を加えた当年度末処分利益剰余金は、2億9,146万8,807円となったところであります。

6、7ページをお開きください。剰余金計算書であります。

6ページの資本金ですが、前年度末残高からの増減はなく、繰越資本金合計は、16億3,569万860円であります。

次に、資本剰余金ではありますが、当年度の増減はございませんので、繰越資本剰余金合計は、8,530万1,485円であります。

次に、7ページの利益剰余金ではありますが、当年度末残高としまして、減債積立金1,100万円、建設改良積立金前年度処分額3,900万円を加え7,495万1,193円、繰越利益剰余金前年度末残高は、前年度処分額3,900万円を取り崩し、当年度純利益2,433万7,940円を加えた当年度末処分利益剰余金は、2億9,146万8,807円となり、5ページの損益計算書と一致するところであります。

次に、剰余金処分計算書ではありますが、当年度は、建設改良積立金に2,400万円を積立し、3億1,546万8,807円を翌年度繰越利益剰余金としたい考えであります。

次に、8ページの貸借対照表ではありますが、資産の部で1固定資産合計25億6,179万7,606円、2流動資産合計8億9,436万6,581円となり、資産合計は34億5,616万4,187円となるところであります。

9ページをご覧ください。

次に、負債の部で、3固定負債合計3億1,876万1,127円、4流動負債合計9,825万1,254円、5繰延勘定合計9億4,073万9,461円となり、負債合計は13億5,775万1,842円となるところであります。

次に、資本の部で、6資本金合計16億3,569万860円、7剰余金合計4億6,272万1,485円で、資本合計は20億9,841万2,345円となり、負債資本合計は34億5,616万4,187円で、8ページの資産合計と一致するところであります。

10ページから24ページまでは決算附属書類であります。

10ページをお開きください。

令和4年度会津坂下町水道事業報告書についてご説明申し上げます。

(1) 総括事項のイ建設改良事業では、県道会津坂下会津高田線で298.46メートル、町道八幡神社前通線で171.07メートル、町道北裏通り線で275.32メートルの配水管の布設替工事を実施しました。

また、修繕工事として、中央監視装置ほか無停電電源装置修繕工事を実施したところであります。

次に、ロの給水の状況でございますが、本年度末における給水人口は、前年度末に比べ195人減少の1万3,984人。給水戸数も5,566戸と前年度末に比べ2戸の減少となりました。水道普及率は、前年度比0.2ポイント増の94.82%となりました。

年間総配水量は172万4,070立米であり、前年度に比べ8万4,060立米減少し、1日当たりの平均配水量も230立米減少の4,723立米となりました。年間有収水量は、130万8,941立米であり、前年度に比べ7万6,417立米減少し、有収率は、前年度に比べ0.7ポイント減少の75.92%となりました。

続いて、ハの財政の状況についてご説明申し上げます。

収益的収入では、営業収益と営業外収益を合わせた総収益が4億5,927万9,999円となり、前年度に比べて1,924万8,121円の減となりました。

収益的支出では、営業費用、営業外費用及び特別損失を合わせた総費用が4億3,494

万2,059円となり、前年度と比べて407万1,483円の減となりました。

この結果、損益は2,433万7,940円の純利益となりました。

次に、資本的収支では、収入が6,998万9,900円、支出が1億5,089万7,074円となり、不足する額8,090万7,174円を当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額487万7,511円、過年度分損益勘定留保資金7,602万9,663円で補填したところであります。

なお、今後も引き続き、適切な経理に努めるとともに、経費の節減を図るなどし、経営体制の強化を図ってまいります。

11ページをご覧ください。

議会議決事項、行政官庁認可事項及び職員に関する事項については、記載のとおりであります。

12ページをお開きください。

建設工事の概況、修繕工事の概況及び施設整備工事の概況については、記載のとおりであります。

次に、13ページをご覧ください。

イの業務量であります。年度末給水人口は、1万3,984人、年度末給水戸数は、5,566戸となりました。

また、年間総配水量は、172万4,070立米、年間総有収水量は、130万8,941立米となり、有収率は、75.92%となったところであります。

次に、14ページは、月別配水量・有収水量調であり、記載のとおりであります。

次に、15ページをご覧ください。

（2）事業収入、（3）事業費に関する事項であります。

税抜き事業収入合計4億5,927万9,999円、税抜き事業費合計4億3,494万2,059円となるところであります。

なお、対前年度比較につきましては、記載のとおりであります。

次に、16ページをお開きください。

4会計の（1）重要契約の要旨、（2）企業債及び一時借入金の概況、（3）地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく比率の状況につきましては、記載のとおりであります。

次に、17ページをご覧ください。

量水器取替工事等の事項につきましては、記載のとおりであります。

次に、18ページをお開きください。

キャッシュ・フロー計算書における資金は、貸借対照表における現金預金と同定義となります。資金の増加額は4,902万8,765円となり、資金期末残高は8億4,336万9,969円となりました。

次に、19ページをご覧ください。収益費用明細書であります。

19ページの（1）収益勘定（収益）、（2）収益勘定（費用）から21ページの（3）資本勘定（収入）、（4）資本勘定（支出）につきましては、各款項目節ごとに税抜き額を計上したものでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、22、23ページをお開きください。固定資産明細書であります。

(1) 有形固定資産 (2) 無形固定資産 (3) 投資の年度当初現在高総合計は、73億397万8,416円。当年度の増減分を差し引いた年度末現在高総合計は、73億5,485万3,790円となり、減価償却累計額総合計47億9,305万6,184円を差し引きますと、年度末償却未済高総合計は、25億6,179万7,606円となるところであります。

なお、有形固定資産当年度増加額の9,415万9,041円の主なものは、県道及び町道における配水管の布設替工事や、中央監視装置ほか無停電電源装置修繕工事等によるものであります。

24ページをお開きください。企業債明細書であります。

地方債の残高は、3億6,893万1,126円となりました。

次のページからは参考資料であり、内容は記載のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議案第43号から議案第52号の一括上程

◎議長（水野孝一君）

日程第8、議案第43号「会津坂下町税特別措置条例の一部を改正する条例」から、議案第52号「令和5年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第2号）」までの10件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

議案第43号 会津坂下町税特別措置条例の一部を改正する条例

議案第44号 町道路線の変更について

議案第45号 令和4年度会津坂下町水道事業剰余金の処分について

議案第46号 令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第3号）

議案第47号 令和5年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第48号 令和5年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第49号 令和5年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第50号 令和5年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第51号 令和5年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第52号 令和5年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第2号）

◎議長（水野孝一君）

これより、一括議題とした議案について順次説明を求めます。

まず、議案第43号について説明願います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

私から、議案第43号「会津坂下町税特別措置条例の一部を改正する条例」につきましてご説明申し上げます。

このたびの改正は、地方経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴うものであり、条文の改正と適用期限の延長をするものであります。詳細につきましては、資料の新旧対照表により、ご説明を申し上げます。

参考資料の新旧対照表をご覧ください。

右側の旧が改正前、左側の新が改正後で、下線部分が改正箇所であります。

第2条第5号は、「若しくは法人税法」を「又は法人税法」に改め、「第37号」を「第36号」に改め、「又は同法第2条第16号に規定する連結申告法人」を削除するものであります。

次に2ページをご覧ください。

第4条は「第28条の9第10項」の次に「第1号」を加えるものであります。

次に、第5条の2は、「当該同意（令和5年3月31日までに行われた同意に限る。）の日」を「当該同意（令和7年3月31日までに行われた同意に限る。）の日」に改め、「から令和5年3月31日までに」を「から令和7年3月31日までに」改めるものであります。

次に、議案に戻っていただき、附則であります。この条例は、公布の日から施行し、改正後の会津坂下町税特別措置条例第5条の2の規定は、令和5年4月1日から適用するものであります。

説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第44号及び議案第45号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第44号「町道路線の変更について」ご説明申し上げます。

道路法第10条第3項の規定により、次のとおり町道路線を変更するため、議会の議決を求めたいというものであります。

町道の変更路線は、「宇内東線」の一部区間でありまして、防火水槽が撤去されたことと併せ、集落内の利用実態に即し、既存町道路線の起点を変更したいというものであります。

整理番号は「1番」、路線番号は「613番」、路線名は「宇内東線」であります。

変更前の起点が「会津坂下町大字宇内字北中甲1784番」、変更後の起点が「会津坂下町大字宇内字北中甲1786番」であります。

終点は「会津坂下町大字宇内字北中甲1792番」で、変更はございません。

幅員が2.3から5.4メートルで変更なし、延長が110.6メートルを124.5メートルに変更したいというものであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第45号「令和4年度会津坂下町水道事業剰余金の処分について」ご説明申し上げます。

令和4年度会津坂下町水道事業会計決算に伴う剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、別紙のとおり処分するため、議会の議決を求めたいというものであります。

別紙をご覧ください。

表の右端になりますが、「当年度末未処分利益剰余金」2億9,146万8,807円のうち、2,400万円を「建設改良積立金」として処分し、これにより処分後残高2億6,746万8,807円を「繰越利益剰余金」として令和5年度会計へ繰り越したいというものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第46号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

私からは、議案第46号「令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に2億7,374万9,000円を追加し、予算の総額を83億7,041万3,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

次に、第2条地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものです。

今回の補正予算は、普通交付税や補助金の確定に伴う増減、各種過年度返還金の支出、行政区要望による道路反射鏡の新設や道路整備工事、また寄附金を活用し教育用品等の購入やばんげひがし公園への遊具設置を行うものです。

1ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げ

げます。

5 ページをご覧ください。

「第2表 地方債補正」についてご説明いたします。今回の補正では、変更が2件です。

変更の1件目ですが、消防施設整備事業は、新館区の消火栓新設工事の負担金追加により、緊急防災・減災事業債1,000万円を増額するものです。

次に、変更の2件目ですが、臨時財政対策債は、令和5年度の普通交付税確定に伴う臨時財政対策債発行可能額確定によるもので、829万1,000円減額し、2,865万9,000円とするものであります。

事項別明細書についてご説明申し上げます。

1 ページの総括の歳入につきましては、1 款町税から21 款町債まで、補正前の額80億9,666万4,000円、補正額2 億7,374万9,000円の増、補正後の額83億7,041万3,000円となります。

2 ページをご覧ください。

歳出につきましては、2 款総務費から13 款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額は、歳入と同額となります。

財源内訳につきましては、国県支出金が724万2,000円の増、地方債が1,000万円の増、その他特定財源が1,160万円の増、一般財源が2 億4,490万7,000円の増であります。

なお、臨時財政対策債は、一般財源としているため、本補正の歳入の地方債の補正額と、歳出の財源内訳は一致しておりません。

3 ページをご覧ください。

2 の歳入の詳細についてご説明いたします。

1 款1 項1 目個人町民税、補正額3,200万円の増は、当初課税額が確定したことによるものです。

9 款1 項1 目地方特例交付金、補正額63万3,000円の減は、交付額の確定による差額を計上するものです。

10 款1 項1 目地方交付税、補正額1 億1,604万5,000円の増は、普通交付税が算定の結果、29億84万2,000円に確定したことから、差額を計上するものです。公共施設の光熱費対策や、地域デジタル社会推進費の増額により、基準財政需要額が増加したことなどから、前年度比で5,611万9,000円の増となっております。

4 ページをご覧ください。

14 款1 項1 目民生費国庫負担金、5 節低所得者保険料軽減負担金、補正額177万7,000円の増は、まず、介護保険低所得者保険料軽減負担金105万6,000円の増は、低所得者保険料軽減の該当者が166名増加したため、国庫負担分が増額となったもので、補助率は2 分の1であります。

過年度介護保険低所得者保険料軽減負担金72万1,000円の増は、令和4 年度の実績額確定に伴い追加交付分を計上するものです。

2 項2 目民生費国庫補助金、補正額110万3,000円の増は、非課税世帯等に対し、児童

1人当たり5万円を給付する、子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金（その他世帯分）で、家計急変世帯の増により給付対象者が22名増加したため増額となったものです。

15款1項2目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金、補正額88万8,000円の増は、まず、介護保険低所得者保険料軽減負担金52万8,000円の増は、国負担金同様に、該当者が増加したため、県負担分が増額となったもので、補助率は4分の1です。

次に、過年度介護保険低所得者保険料軽減負担金36万円の増は、令和4年度の実績額確定に伴い、国負担金同様に、県負担分の追加交付分を計上するものであります。

5ページをご覧ください。

15款2項1目総務費県補助金、補正額3万6,000円の増は、土地利用規制対策費交付金の確定によるものです。

4目農林水産業費県補助金、補正額200万円の増は、野生鳥獣による生活環境被害への対策として1行政区当たり上限200万円を支援する野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金で、洲走区への補助を計上するもので、補助率は10分の10であります。

15款3項1目総務費県委託金、補正額39万円の減は、交付額の確定により減額するものです。

5目土木費県委託金、補正額182万8,000円の増は、旧宮川の草刈などの河川浄化作業受託面積の増により増額するものです。

6ページをご覧ください。

17款1項1目一般寄附金、補正額1,160万円の増は、教育振興や町政発展のために寄附いただいたもので、今回の補正予算において財政調整基金に積立し、さらに繰入れし活用いたします。

18款1項1目財政調整基金繰入金、補正額1,060万円の増は、本年度の寄附金を一部繰入れし、教育振興のため、今回の補正予算において、幼稚園・保育所、及び中学校の教育用品等の購入やばんげひがし公園に遊具の設置を行うものであります。

19款1項1目繰越金、補正額9,319万9,000円の増は、令和4年度決算により繰越金が4億6,319万9,000円となったことから、現予算との差額を計上したものであります。

7ページをご覧ください。

20款4項4目雑入、補正額198万7,000円の増は、袋原大橋の長寿命化点検業務における喜多方市からの負担金及び、令和4年度の実績額の確定による国県負担金の追加交付分を計上しております。

21款町債につきましては、第2表の地方債の補正によりご説明したとおり、変更が2件で、これにより、町債の総額は、170万9,000円増の2億1,265万9,000円になります。

町債の総額は、アクションプランで定めました臨時財政対策債を除き、1億8,400万円となり、毎年度の起債上限2億円以内であります。

8ページをご覧ください。

3、歳出についてご説明いたします。

2款1項1目一般管理費、補正額63万1,000円の増は、まず、8節旅費15万4,000円の増は、11月に開催されます北本まつりで北本市職員との交流や大俵引きへの参加、物販

を行う研修として、新規採用職員10名及び引率2名分の旅費を計上するものであります。

12節委託料10万円の増は、ふるさと納税寄附金の拡大に向けPR広告作成費を計上するものであります。

14節工事請負費37万7,000円の増は、会津坂下駅、中央公園に防犯カメラを設置するものです。

5目財産管理費、補正額4,836万5,000円の増は、まず、12節委託料676万5,000円の増のうち、まず、倒木等除去16万5,000円の増は、落ち葉等により農業用水に支障をきたしているため、若宮コミュニティセンター北側排水路土砂の撤去及び立木切断を行うものであります。

公共施設等総合管理計画改定業務660万円の増は、総務省の指針に沿って計画の見直しを実施するものであります。

24節積立金、4,160万円の増は、一般寄附4件、1,160万円と4年度の剰余金3,000万円を財政調整基金に積立するものです。なお、今回の補正予算において一部繰入れし活用いたします。

6目企画費、まず、土地利用規制対策費交付金の充当により、財源の内訳が、国県支出金3万6,000円の増、一般財源278万7,000円の増となります。

補正額282万3,000円の増は、まず、7節報償費22万円の増は、町が所有していますドローンの有効活用のため操作講習会の講師謝礼を計上するものであります。

10節需用費、補正額49万円の増は、まず、施設管理用品22万9,000円の増は、消防設備点検で指摘がありましたコミュニティセンターの消火器26本を更新するものであります。防災用機材3,000円の増は、ドローンを安全に使用するため、プロペラガードを設置するものです。

修繕料25万8,000円の増は、広瀬・川西コミュニティセンターの防火扉などの修繕、若宮コミュニティセンター体育館内トイレなどを修繕するため増額をするものであります。

9ページをご覧ください。

12節委託料8万円の増は、八幡コミュニティセンター附属グラウンド法面の枝払を実施するため増額するものであります。

14節工事請負費44万円の増は、川西コミュニティセンター音楽室の防音工事を実施するため増額をするものであります。

18節負担金補助及び交付金、補正額159万3,000円の増は、まず負担金31万8,000円の増は、昨年大雨で被災しましたJR磐越西線の喜多方・山都駅間の橋りょうの復旧工事に伴う負担金を計上するものであります。

次に、補助金127万5,000円の増は、要望がありました5行政区の地区集会所の修繕などの補助金を増額するものであります。

7目交通安全対策費、補正額238万9,000円の増は、行政区の要望により、道路反射鏡の新設工事8か所と、修繕工事2か所、注意喚起用立看板2か所、杉地区の集落案内板を設置するため増額するものであります。

8目電算管理費、補正額33万円の増は、まず、10節需用費22万円の増は、八千代橋北側の電柱移設に伴う光ファイバーケーブルの改修のため増額をするものであります。11節役務費は、パソコン等の廃棄処分のため計上するものであります。

9目過疎対策費、補正額189万5,000円の増は、10節需用費から11ページ、18節の負担金補助及び交付金まで、令和4年度着任した2名の活動に応じた予算執行とするため、地域おこし協力隊生活支援補助金への組替えや、新たに着任する協力隊の生活支援補助金などを増額するものであります。

11ページをご覧ください。

2項1目税務総務費、補正額4万5,000円の増は、職員が児童手当の支給該当になったことによるものです。

2款5項1目統計調査総務費は、補正額はございませんが、交付金額の確定により、財源内訳の補正となります。

2目総務統計費、補正額21万2,000円の減は、交付金額の確定及び予算の組替えによる補正となります。

12ページをご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費、まず、国県の介護保険低所得者保険料軽減負担金の充当により、財源の内訳が、国県支出金266万5,000円の増、一般財源5,089万円の増となります。

補正額5,355万5,000円の増は、まず、18節の負担金補助及び交付金、補正額5,000万円の増は、後期高齢者医療療養給付費負担金の納付額が確定したことにより、当初予算との差額を計上したものであります。

27節繰出金、介護保険特別会計繰出金、補正額355万5,000円の増は、まず、低所得者保険料軽減繰出211万2,000円の増は、該当者が166名増加したため増額をするものであります。

過年度低所得者保険料軽減繰出144万3,000円の増は、令和4年度の負担金が確定したことにより増額するものです。

2目障がい者福祉費、補正額768万8,000円の増は、令和4年度の障害者医療費負担金、障がい者自立支援給付費負担金の確定により発生した返還金を計上するものであります。

5目臨時福祉給付費、補正額5,000円の増は、令和4年度の電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の確定による返還金を計上するものであります。

13ページをご覧ください。

3款2項1目児童福祉総務費、補正額50万円の増は、まず、11節需用費、及び17節備品購入費の増は、寄附金を活用し、紙芝居などの教材や絵本棚、玩具を購入するものであります。

14節工事請負費、19万7,000円の増は、子育てふれあい交流センターに防犯カメラ2台を設置するため計上するものであります。

3目母子福祉費、補正額15万3,000円の増は、令和4年度養育医療費国庫負担金の確定により発生した返還金を計上するものであります。

4 目児童福祉施設費、補正額12万6,000円の増は、令和4年度子どものための教育・保育給付交付金の確定により発生した返還金を計上するものであります。

5 目臨時福祉給付費、補正額110万3,000円の増は、非課税世帯等に対し、児童1人当たり5万円を給付する、子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金（その他世帯分）で、家計急変世帯の増により8世帯、22名増加に伴い、事務経費及び交付金を増額するものであります。

14ページをご覧ください。

4 款 1 項 2 目予防費、補正額72万4,000円の増は、令和4年度感染症予防事業費等国庫補助金の確定により発生した返還金を計上するものであります。

5 目新型コロナウイルス感染症対策費、補正額3,225万2,000円の増は、令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種国庫負担金、及び国庫補助金の確定により発生した返還金を計上するものであります。

6 款 1 項 2 目農業総務費、補正額7万7,000円の増は、扶養手当、及び児童手当支給の該当になったことによるものであります。

3 目農業振興費、補正額202万3,000円の増は、まず、12節委託料2万3,000円の増は、農村環境改善センターの施設清掃業務のため計上するものであります。

15ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金、野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金200万円の増は、野生鳥獣による生活環境被害への対策として、1行政区当たり上限200万円を支援するもので、洲走区への補助を計上するものであります。

5 目農地費、補正額17万1,000円の増は、農業集落排水事業特別会計において、令和6年度から公会計に移行することに伴う会計システムの導入により増額となることから、繰出金を増額するものであります。

7 款 1 項 1 目商工総務費、補正額95万5,000円の増は、まず、10節需用費63万円の増は、経年劣化により破損している恵隆寺前のあずまやの屋根修繕や塔寺バイパス入口の観光案内板を修繕するため増額をするものです。

14節工事請負費32万5,000円の増は、坂本工業団地案内板の撤去・設置工事に追加工事が発生したことから増額をするものであります。

3 目観光費、補正額28万6,000円の増は、11月の北本まつりで大俵引きを実施することから、大俵の運送費用を計上するものであります。

16ページをご覧ください。

8 款 2 項 1 目道路維持費、補正額200万円の増は、道路安全管理に伴い区画線表示するため増額をするものです。

2 目道路新設改良費、補正額4,350万円の増は、行政区の要望により、22路線35工区の道路整備工事のため、増額をするものであります。

3 目街路灯費、補正額99万5,000円の増は、上口地内の国道49号沿いに街路灯を9か所設置するため増額をするものであります。

3 項 1 目河川総務費、補正額182万8,000円の増は、旧宮川の河川浄化作業について、

作業面積の増により増額をするものであります。

4 項 4 目下水道費、補正額571万5,000円の減は、下水道事業特別会計において、歳出では公会計システム導入費や水道事業受託工事費で増となりますが、歳入において県道会津坂下会津高田線の舗装復旧工事に伴う水道工事負担金や消費税還付額により増額となったことから、繰出金を減額するものであります。

17ページをご覧ください。

6 目公園費、補正額1,525万円の増は、寄附金を活用し、ばんげひがし公園にインクルーシブ遊具を設置するため増額するものであります。

5 項 1 目住宅管理費、補正額425万3,000円の増は、古町川尻団地の公園遊具の修繕や新中岩田団地 1 号棟から 3 号棟の高架水槽ドレン配管修繕工事、町営住宅の屋内修繕工事を行うため増額をするものであります。

9 款 1 項 1 目非常備消防費、補正額174万3,000円の増は、まず、10節需用費148万1,000円の増は、金ばれん受賞による消防団員などへの記念品や屯所の周辺舗装工事、貯水槽柵修繕、屯所のシャッター改修工事のため増額をするものであります。

11節役務費26万2,000円の増は、行政区要望により貯水槽の汚泥除去を行うため計上するものです。

18ページをご覧ください。

2 目消防施設費、補正額1,143万8,000円の増は、新館区に消火栓を新設するための負担金を増額するものであります。

10款 2 項 1 目小学校学校管理費、補正額579万6,000円の増は、まず、10節需用費164万9,000円の増のうち、備品修繕料14万円の増は、坂下東小学校の防犯カメラのレコーダーを交換するため増額するものです。施設修繕料150万9,000円の増は、坂下東小学校体育館の床修繕や、坂下南小学校のエレベーター修繕、バックネット張替などを行うため増額するものであります。

12節委託料286万円の増は、100万円以上の改修工事にはアスベスト調査が事前に必要となることから、小中学校の校舎、体育館のアスベスト調査を実施するため計上するものです。

14節工事請負費、128万7,000円の増は、わんぱく東クラブで使用している坂下東小学校武道場の屋根を修繕するため計上するものです。

2 目小学校教育振興費、補正額130万1,000円の増は、支援が必要な児童生徒の増加により特別支援教育支援員を 1 名増員するためのものです。

19ページをご覧ください。

3 項 1 目中学校学校管理費、補正額131万5,000円の増は、坂下中学校体育館の床修繕のため増額をするものです。

2 目中学校教育振興費、補正額33万円の増は、寄附金を活用しクラリネット 1 台を購入するものです。

4 項 1 目幼稚園費、補正額12万円の増は、職員の異動により増額となります。

5 項 1 目社会教育総務費、補正額20万5,000円の増は、町文化協会が令和 4 年度に解

散したことに伴い、文化協会補助金に代わるものとして、文化団体等が行う自主的な文化活動に対し補助をするため計上するものであります。

20ページをご覧ください。

2 目公民館費、補正額54万4,000円の増は、10節需用費51万円の増は、中央公民館1階男子トイレの壁を修繕するため増額をするものです。

11節役務費3万4,000円の増は、事業の出欠確認や連絡を円滑にするためスマートフォンの使用料を計上するものであります。

5 目指定文化財管理費、補正額153万円の増は、県指定天然記念物、天屋の束松の雪害による折枝や枯枝の切除、防菌剤塗布を実施するため、保全業務委託費を計上するものであります。

最後に、13款1項1目予備費、補正額3,143万2,000円の増は、歳入歳出額の調整による増額となり、これにより予備費総額は、5,908万円となります。

説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第47号から議案第49号について説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

議案第47号「令和5年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

令和5年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から歳入歳出それぞれ700万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億1,718万3,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、当初課税による調定額算定、並びに令和4年度繰越金の確定に伴う補正であります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1ページをお開きください。1の総括であります。

まず、歳入であります。

1款国民健康保険税及び7款繰越金まで、700万7,000円を減額し、歳入合計を18億1,718万3,000円にするというものであります。

次に2ページをお開きください。

歳出であります。

9款予備費を700万7,000円減額し、歳入合計と同額の18億1,718万3,000円にするというものであります。

財源内訳は、一般財源700万7,000円の減となります。

次に、3ページをお開きください。

3ページ以降は、詳細の説明であります。

2の歳入であります。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分から9節介護納付金分現年課税特別徴収分まで、548万円の減額は、当初課税の結果、国保世帯数及び被保険者数が見込みよりも減となったためでございます。

次に、4ページをお開きください。

7款1項1目繰越金、152万7,000円の減は、令和4年度繰越金が確定したことによるものです。

次に、5ページをお開きください。

3の歳出であります。

9款1項1目予備費は、700万7,000円の減で、4,552万5,000円となります。

以上、補正予算の説明となります。

続きまして、議案第48号「令和5年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

令和5年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ4,508万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億9,858万5,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、介護保険料の本算定に伴う補正、及び地域包括ケアシステム深化推進事業補助金の交付による補正、低所得者保険料軽減額確定による補正、前年度の国庫支出金等の精算による補正、及び令和4年度繰越金の確定による補正であります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1ページをお開きください。1の総括になります。

まず、歳入であります。

1款保険料から8款繰越金まで合計4,508万2,000円を追加し、歳入合計を23億9,858万5,000円にするというものです。

次に2ページの歳出であります。3款地域支援事業費から6款予備費までの合計

4,508万2,000円を追加し、歳出合計を歳入合計と同額の23億9,858万5,000円にするというものです。

財源内訳は、国県支出金29万円の増、一般財源が4,479万2,000円の増であります。

3ページ以降は詳細の説明となります。

2の歳入であります。1款1項1目第1号被保険者保険料は、本算定により調定額を確定し、徴収率を勘案して、1節特別徴収保険料24万9,000円の増、2節普通徴収保険料253万3,000円の減で、合計228万4,000円の減となります。

これは、被保険者は50人増加しましたが、所得段階別の被保険者数の内訳において、所得の高い第8、第9段階の人数が減少し、低所得者層の第1、第2、第3段階の人数が増加したことなどによるものでございます。

5款2項4目地域包括ケアシステム深化推進事業補助金29万円の増は、一般介護予防事業において、県補助金を活用し新たに健康運動教室を実施するものであり、補助率10割となっております。

7款1項3目低所得者保険料軽減繰入金355万5,000円の増は、現年度分については、当初申請において、保険料の軽減対象者が見込みよりも166名増となったことによる211万2,000円の増、過年度分については、令和4年度分の低所得者保険料軽減事業費が確定したことによる144万3,000円の増でございます。

4ページをお開きください。

8款1項1目繰越金4,352万1,000円の増は、令和4年度繰越金が確定したことによるものでございます。

5ページをご覧ください。

3の歳出であります。

3款2項1目一般介護予防事業費29万5,000円の増は、県補助金の地域包括ケアシステム深化推進事業補助金の採択を受けて実施する健康運動教室開催に係る委託料でございます。

4款1項1目償還金3,886万1,000円の増は、令和4年度事業費精算による国・県・支払基金への返還金であります。

6款1項1目予備費は、592万6,000円の増で5,007万2,000円となります。

以上説明とさせていただきます。

続きまして、議案第49号「令和5年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

令和5年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ4万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億492万4,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の

歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、本算定による調定額の確定に伴う保険料の補正、及び令和4年度繰越金が確定したことによる補正でございます。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1ページをお開きください。1の総括になります。

まず、歳入であります。

1款後期高齢者医療保険料及び4款繰越金の合計4万9,000円を追加し、歳入合計を2億492万4,000円にするというものです。

次に2ページの歳出であります。2款後期高齢者医療広域連合納付金へ4万9,000円を追加し、歳出合計を歳入合計と同額の2億492万4,000円にするというものです。財源内訳は、一般財源が4万9,000円の増であります。

3ページ以降は、詳細の説明となります。

2の歳入であります。1款1項1目後期高齢者医療保険料71万1,000円の減は、当初算定時よりも被保険者数が減となったことなどによるものでございます。

4款1項1目繰越金76万円の増は、令和4年度繰越金が確定したことによるものでございます。

4ページをご覧ください。

3の歳出であります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金4万9,000円の増は、本算定による保険料の変更及び繰越金の確定により、広域連合納付金の額を増額するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午後3時09分）

再開を3時20分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後3時20分）

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第50号から議案第52号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第50号「令和5年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

令和5年度会津坂下町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,272万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,045万2,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、公営企業会計システム導入に伴う経費及び工事費と委託費の予算の組替え等を計上したものであります。

1ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

事項別明細書の1ページをお開きください。

1総括、歳入であります。

5款繰入金から6款諸収入まで、補正額が2,272万5,000円の増となり、補正後の歳入合計は6億6,045万2,000円となります。

2ページをお開きください。歳出であります。

1款下水道事業費の補正額が2,272万5,000円の増となり、補正後の歳出合計は6億6,045万2,000円となります。

また、補正額の財源内訳は、特定財源としてその他が2,090万7,000円の増、一般財源が181万8,000円の増となっております。

3ページをご覧ください。歳入であります。

5款1項1目一般会計繰入金571万5,000円の減は、歳入歳出における事業費の確定によるものであります。

6款3項1目雑入2,844万円の増は、水道事業受託工事による負担金の増並びに消費税及び地方消費税確定申告による消費税還付金の確定によるものであります。

4ページをお開きください。歳出であります。

1款1項1目一般管理費は、166万3,000円の増であります。

10節需用費12万4,000円の増は、事務量の増に伴う印刷製本費の増額見込分であります。

13節使用料及び賃借料153万9,000円の増は、公営企業会計システム導入に伴う経費を計上したものであります。

1款2項1目維持管理費は、15万5,000円の増であります。

14節工事請負費15万5,000円の増は、物価高騰に伴う会津坂下西浄化センター原水ポンプ流量計の見積単価の増によるものであります。

1 款 3 項 1 目建設費は、2,090万7,000円の増であります。

12節委託料2,000万円の増は、次年度早期発注路線の設計積算業務発注のため、14節工事請負費から予算を組み替えするものであります。

14節工事請負費90万7,000円の増は、12節委託料への予算の組替え及び水道事業受託工事の増によるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第51号「令和5年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

令和5年度会津坂下町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,706万円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、公営企業会計システム導入に伴う経費を計上したものであります。

1 ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

事項別明細書の1 ページをお開きください。

1 総括、歳入であります。

3 款繰入金の補正額が17万1,000円の増となり、補正後の歳入合計は6,706万円となります。

2 ページをお開きください。歳出であります。

1 款農業集落排水事業費の補正額が17万1,000円の増となり、補正後の歳出合計は6,706万円となります。

また、補正額の財源内訳は、一般財源が17万1,000円の増となっております。

3 ページをご覧ください。歳入であります。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金17万1,000円の増は、歳入歳出における事業費の確定によるものであります。

4 ページをお開きください。歳出であります。

1 款 1 項 1 目13節使用料及び賃借料17万1,000円の増は、公営企業会計システム導入に伴うサービス利用料によるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第52号「令和5年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

第1条、令和5年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2条、令和5年度会津坂下町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいというものであります。

第1款水道事業収益を、既決予定額4億9,018万2,000円から43万1,000円を減額し、4億8,975万1,000円にしたいというものであります。

第1款水道事業費用を、既決予定額4億5,977万8,000円に105万円を追加し、4億6,082万8,000円にしたいというものであります。

次に、第3条では、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいというものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1億5,637万円の補填財源を過年度分損益勘定留保資金1億4,172万2,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,464万8,000円に改めたいというものであります。

第1款資本的収入を既決予定額8,855万6,000円に1,722万5,000円を追加し、1億578万1,000円にしたいというものであります。

裏面をご覧ください。

第1款資本的支出を既決予定額2億5,071万3,000円に1,143万8,000円を追加し、2億6,215万1,000円にしたいというものであります。

次に、第4条では、予算第9条の次に、重要な資産の取得及び処分の条を加えたいというものであります。

これは、地方公営企業法第33条第2項の規定により、本年度取得予定の二つの資産を定めるものでありまして、取得する資産は機械及び装置の管路管理システム導入費用一式及び車両運搬具の給水タンク車1台であります。

今回の補正は、新館地内消火栓設置に伴う設計及び工事費、同工事に対する一般会計負担金及び衛星の画像解析技術を活用した管路診断事業に対する交付金などを計上したものであります。

1ページをご覧ください。実施計画であります。

詳細につきましては、予算明細書によりご説明を申し上げます。

3ページをお開きください。キャッシュ・フロー計算書であります。

資金の減少額は、補正前の5,259万9,929円に581万2,000円を追加し、5,841万1,929円となり、資金期末残高は、7億5,953万9,476円となります。

次に、4ページにつきましては、予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

5ページをご覧ください。予算明細書であります。

収益的収入1款2項8目消費税及び地方消費税還付金43万1,000円の減は、今回の補正に伴うものであります。

収益的支出1款1項2目配水及び給水費105万円の増は、新館地内消火栓設置に伴う給水管布設替工事設計及び工事費を計上したものであります。

6ページをお開きください。

資本的収入 1 款 3 項 1 目他会計負担金1,143万8,000円の増は、新館地内消火栓設置工事に対する一般会計からの負担金を計上したものであります。

6 項 1 目国庫補助金578万7,000円の増は、衛星の画像解析技術を活用した管路診断事業に対する過疎地域持続的発展支援交付金を計上したものであります。

資本的支出 1 款 1 項 3 目固定資産購入費2,090万7,000円の減は、県道会津坂下会津高田線の舗装本復旧工事を下水道事業と共同で発注することによる減であります。

4 目消防施設費1,143万8,000円の増は、新館地内消火栓設置に伴う設計及び工事費を計上したものであります。

5 目負担金2,090万7,000円の増は、県道会津坂下会津高田線の舗装本復旧工事を下水道事業と共同発注することによる、下水道事業特別会計への負担金を計上したものであります。

7 ページをご覧ください。実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支(損益勘定)であります。収益的収入 4 億8,975万1,000円、収益的支出 4 億6,082万8,000円、税込当期純利益2,892万3,000円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,464万8,000円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税41万1,000円を差し引き、税抜き当期純利益は1,386万4,000円となるところであります。

補填財源の明細につきましては、7 ページ下段補てん財源明細書のとおりであります。以上、説明とさせていただきます。

◎議長(水野孝一君)

以上をもって議案の説明を終わります。

これらの議案に対する質疑は、最終日に行います。

◎請願の常任委員会付託

◎議長(水野孝一君)

日程第9、「請願の常任委員会付託」を議題といたします。

去る8月24日の正午までに受理した請願は、お手元にその写しを配付しておりますので、請願番号、受理年月日、件名、請願者の住所・氏名、紹介議員名を職員に朗読させます。

◎書記(加藤秀法君)

請願番号第4号、受理年月日令和5年8月21日、件名「地方財政の充実強化を求める意見書提出請願書」。請願者住所氏名、福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲3662、日本労働組合総連合会、福島県連合会両沼地区連合会議長、青木和久。紹介議員、小畑博司。

請願番号第5号、受理年月日令和5年8月24日、件名「国民皆保険制度の象徴でもあ

る現行の健康保険証の存続を求める請願について」。請願者住所氏名、福島県河沼郡会津坂下町大字大沖字上野1170-1、会津の大地と健康を守る会代表、千葉親子。紹介議員、佐藤宗太。

◎議長（水野孝一君）

まず、請願第4号について、紹介議員の説明を求めます。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

「地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書」につきまして、紹介議員として、趣旨の説明をさせていただきます。

請願者の住所・氏名については、今ほどの説明のとおりでございます。

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展に伴う子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、度重なる自然災害に対する防災・減災や災害復旧の取組、あるいは行政のデジタル化推進など極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実には地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、急激な物価高騰で急増する多様な社会保障ニーズへの対応など、新しい課題にも取り組む必要があります。

これらに対応するための地方財政につきまして、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されております。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たりましては、物価高騰なども勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指していただきますよう、以下の事項の実現を求めるものであります。

これら、諸課題の解決には、地方財政の充実、強化が不可欠となりますので、次の事項について地方自治法第99条の規定によりまして、政府関係機関に対し、意見書を提出していただきますようお願いするものであります。

この請願につきましては、何回かにわたって出されておりますけれども、今、住民生活もこの物価高騰の中で大変な状況にあり、また産業におきましても、農業を継続できない人が続出しているというような状況にある中で、この地方財政の充実強化を求めるというのは、喫緊の課題ではないかと思います。

請願事項につきましては、1から10までいっぱいありますけれども、常任委員会での真摯な討論をいただきまして、同僚議員皆様の賛成によって、採択していただきますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

◎議長（水野孝一君）

次に、請願第5号について、紹介議員の説明を求めます。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

「国民皆保険制度の象徴でもある現行の健康保険証の存続を求める請願」について、紹介議員として請願の趣旨をご説明申し上げます。

6月21日通常国会で現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードと合体したマイナ保険証に一本化するとした法案が成立いたしました。

岸田政権が「デジタル時代のパスポート」との触れ込みで普及に力を入れるマイナンバーカードをめぐり、深刻なトラブルが頻発化しました。マイナンバー関連法はマイナンバーの利用範囲を拡大し暮らしの質を高めると言う一方、マイナ保険証は、医療機関の現場に大きな混乱をもたらしています。マイナ保険証は患者が同意すれば、医師や薬剤師が過去の診療情報を見られるようになり、病歴情報を治療に活用できると宣伝しておりますが、個人情報漏えい続きの日々となっております。

コンビニでの証明書発行に他人の医療情報がひもづけられていたり、マイナポイントが誤って別人に付与されたり、公金受取口座が別人のカードで登録されていたり、医療機関の窓口で10割負担が続出するなど、問題が次々発覚しています。厚労省の調査によりますと、マイナ保険証の誤登録は7,300件に及ぶと報道されております。

6月の世論調査によりますと2024年秋の健康保険証廃止は、「延期すべき」が38.3%、「撤回すべき」は33.8%、実に72%が現行健康保険証の廃止に反対をしております。

政府は昨年6月段階では、現行の保険証とマイナ保険証の選択制を掲げていたにもかかわらず、同年の10月に突如2024年秋に保険証を廃止するという姿勢に転じました。

高齢化社会に向かい誰もが活用しきれない事実を踏まえ、システム全体の問題を洗い出し、国民の不信が払拭されるまで、世界に誇るべき国民皆保険制度の象徴でもある現行の健康保険証は存続するべきと思い、議会決議をお願いするとともに地方自治法第99条の規定により関係機関に対し、下記事項について意見書の提出をしていただきますようお願いをいたします。

記。

1、国民皆保険制度の象徴でもある現行の健康保険証の存続をすること。

2、現行の保険証とマイナ保険証の選択制を尊重すること。

議員皆様のご賛同を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

これらの請願は、お手元に配付の請願文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎決算特別委員会の設置について

◎議長（水野孝一君）

日程第10「決算特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。

認定第1号「令和4年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について」から、認定第8号「令和4年度会津坂下町水道事業会計決算について」までの8件については、委員会条例第5条の規定により、監査委員を除く13人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号「令和4年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について」から、認定第8号「令和4年度会津坂下町水道事業会計決算について」までの8件については、監査委員を除く13人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、委員を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

1番、目黒克博君。2番、蓮沼文明君。3番、物江政博君。4番、赤城大地君。5番、横山智代君。6番、渡部正司君。7番、佐藤宗太君。8番、山口 享君。10番、渡部順子君。11番、五十嵐一夫君。12番、酒井育子君。13番、小畑博司君。14番、水野孝一君。

◎議長（水野孝一君）

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、13人を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

ただいま指名いたしました13人を決算特別委員会の委員に選任することに決定いたし

ました。

決算特別委員会は、委員会条例第9条第1項の規定により、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて委員長の互選を行わせることになっておりますので、ここで招集の告知をいたします。

本日、本会議散会后、議場において決算特別委員会を開催し、互選の結果を議長まで報告願います。

互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので、12番酒井育子君にお願いいたします。

◎散会の宣告

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

9月1日から3日までは、休会であります。

9月4日は、午前10時より本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は、8月17日の正午に通告を締め切っており、議員9名から通告を受けております。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後3時45分）

なお、直ちに執行部の皆さんが退席後、議員のみによる決算特別委員会を開催いたしますので、議場にお残りいただきたいと思います。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年8月31日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員